

令和 7 年 3 月 5 日

令和 7 年第 1 回岬町議会定例会

第 2 日会議録

令和7年第1回（3月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和7年3月5日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場 議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠員 0名、傍聴 11名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	総務部理事 兼総務課長	南 大介
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	谷 卓哉
副町長 上田 隆	しあわせ創造部総括理事	辻里 光則
教育長 古橋 重和	しあわせ創造部理事 (保険年金担当)	松本 啓子
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 (地域福祉・高齢福祉関東)	中田 美和
総務部長 会計管理者 西 啓介	しあわせ創造部理事 (保健センター担当) 兼保健センター所長	川井 理香
財政改革部長 内山 弘幸	都市整備部理事 (土木担当)	小坂 雅彦
しあわせ創造部長 松井 清幸	兼土木課長 都市整備部理事 (建築担当)	佐々木 信行
都市整備部長 奥 和平	都市整備部理事 (産業観光促進担当)	吉田 一誠
教育次長 兼指導課長 松井 文代	下水道事業理事	奥田 敏幸

まちづくり戦略室理事 (人事担当)	廣 田 尚 司	教育委員会事務局理事 (生涯学習担当) 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩 田 圭 介
まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺 田 武 司	財 政 改 革 部 財 政 改 革 課 長	中 塚 嗣 泰
まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新 堀 満		
まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺 田 晃 久		

○本会の書記は次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	増 田 明	議 会 事 務 局 係 長	池 田 雄 哉
-------------	-------	---------------	---------

○会 期

令和7年3月4日から3月26日(23日)

○会議録署名議員

10番	出 口 実	11番	瀧 見 明 彦
-----	-------	-----	---------

議事日程

日程第 1	一般質問
日程第 2 議案第 1号	令和6年度岬町一般会計補正予算(第9次)について
日程第 3 議案第 2号	令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)について
日程第 4 議案第 3号	令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)について
日程第 5 議案第 4号	令和6年度岬町下水道事業会計補正予算(第4次)について
日程第 6 議案第 5号	令和7年度岬町一般会計予算について
日程第 7 議案第 6号	令和7年度岬町国民健康保険特別会計予算について

日程第 8	議案第 7 号	令和 7 年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 9	議案第 8 号	令和 7 年度岬町介護保険特別会計予算について
日程第 10	議案第 9 号	令和 7 年度岬町淡輪財産区特別会計予算について
日程第 11	議案第 10 号	令和 7 年度岬町深日財産区特別会計予算について
日程第 12	議案第 11 号	令和 7 年度岬町多奈川財産区特別会計予算について
日程第 13	議案第 12 号	令和 7 年度岬町下水道事業会計予算について
日程第 14	議案第 13 号	工事請負契約の変更について（いきいきパークみさき 5 年災第 1 号災害復旧工事）
日程第 15	議案第 14 号	町道路線の廃止及び認定について
日程第 16	議案第 15 号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図 るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 について
日程第 17	議案第 16 号	岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課 税免除に関する条例の一部改正について
日程第 18	議案第 17 号	岬町企業立地促進条例の一部改正について
日程第 19	議案第 18 号	岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の 一部改正について
日程第 20	議案第 19 号	岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 21	議案第 20 号	岬町非常勤消防団員に係 る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第 22	報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
日程第 23	報告第 2 号	債権の放棄の報告について
日程第 24	選挙第 1 号	岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第1回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。

主席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、一般質問を行います。

定例会1日目に引き続き、順位に従いまして質問を許可します。

なお、登壇者につきましては、発言が聞き取りにくいとの意見があるため、マスクを外した上で発言することといたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

初めに、出口 実君。

○出口 実議員 皆さん、おはようございます。ただいまご指名をいただきました出口 実でございます。議長の許可を得ましたので一般質問をいたします。

質問事項は、岬中学校の部活動についてであります。

質問に入る前に国の地域移行について少しお話ししたいと思いますので、お時間を頂戴いたします。令和4年7月に文化庁から文化部活動の地域移行について、令和4年12月に文化庁、スポーツ庁から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン推進事業創設支援事業が実施されております。昨今、報道関係などで中学校のクラブ活動が地域移行される内容の報道を耳にいたします。先日、NHKにて報道された内容は、神戸市がクラブ活動の地域移行を考える中で、2026年にクラブ活動を終了し、生徒が地域の方々とともに活動する神戸地域クラブ活動、略称コベカツを開始するとの報道がなされました。目的は、時代の変化に対して、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保すること。次に背景には、子どもたちの穏やかな成長に大きな役割を果たしてきた部活動ですが、生徒数の減少によるやむを得ない廃部や単独で試合に出られない学校が大幅に増えたことなど、今後、子どもたちの活動の選択肢がさらに少なくなることが危惧されております。コベカツは、コンセプトといたしまして、校区を超えて子どもたち自身がやりたいことを選んで活動する。また、部活動になかった新種目や気軽に取り組める活動など、ニーズに合った活動の場を提供でき

ること、また、子どもたちが活動の主役となり、大人の価値観を押しつけないことなど、メリットが多々ございます。神戸市では、生徒数の減少が深刻な状況であります。それ以上に、我が岬町も生徒数の減少、子どもが少ないため、この状況を踏まえて、早急にこの問題を行政のほうで取り組んでいただきたいということを私は考えております。

では、質問に入ります。

先ほど言いましたように、質問事項は岬中学校のクラブ活動についてであります。

質問の要旨は、中学校の部活数、各部活員は何名か、1年生、2年生、3年生の生徒数は何名か、そのうち何名が部活動に所属しているか。多奈川、深日、淡輪小学校の1年生から6年生の児童数は何名か。部活動の部員、顧問の活動状況、各部活が順調に機能しているのか、また対外的に現状の部員数で交流試合が順調に実施できているのか。人口減少、生徒数の減少により、行政、教育委員会は今後の部活動の在り方をどう考えているのか。時代の変化に対応し、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し多様な活動に参加できる機会を今後確保するためにも、広域地域移行を考え、実施していくのか、取組をどう考えているのかを伺います。

1問目でございます。中学校の部活数、各部員は何名か。1年生、2年生、3年生の生徒数は何名か。そのうち何名が部活動に所属しているかを伺います。よろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 出口議員のご質問にお答えいたします。

現在、岬中学校の生徒数は、1年生86人、2年生79人、3年生68人の総数233名です。

部活動は、運動部では野球部、女子バレー部、男子バレー部、女子バスケット部、男子バスケット部、ソフトテニス部、卓球部、剣道部と8クラブあります。文化部では、文芸部、科学部、ブラスバンド部と3クラブあります。

各部に所属している生徒数は、野球部は2年生男子1名、女子バレー部1年生9名、2年生2名、3年生5名、計16名。男子バレー部、1年生8名、2年生9名、3年生6名、計23名。女子バスケット部、1年生4名、2年生3名、計7名。男子バスケット部、1年生2名、2年生6名、3年生1名、計9名。ソフトテニス部、1年生男子6名、女子2名、2年生男子6名、女子5名、3年生男子2名、女子2名、計男子14名、女子9名です。卓球部、1年生男子8名、女子10名、2年生男子6名、女子5名、3年生男子2名、女子13名、計男子16名、女子28名です。剣道部、1年生男子4名、女子1名、2年生男子1名、女子2名、3年生男子8名、女子2名、計男子13名、女子5名。文芸部、1年生女子10名、2年生男子3名、女子5名、3年生女子2名、計男子3名、女子17名です。科学部、1年生男子4名、女子2名、2年生男

子1名、女子2名、3年生男子4名、女子5名、計男子9名、女子9名。ブラスバンド部、1年生女子7名、2年生男子2名、女子13名、計男子2名、女子20名です。

生徒数のうち部活所属の割合は、1年生男子42名中32名の76%、女子44名中44名の100%、2年生男子38名中35名の92%、女子41名中37名の90%、3年生男子29名中23名の82%、女子39名中29名の74%、全校生徒では男子109名中90名の82%、女子124名中111名の89%であり、比較的高い所属率であります。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 松井次長、詳細の説明、ありがとうございます。

入部率のすばらしい状況でありますね。我々の時代は、入部率が、当時の時代では1,400名の中学校の生徒がおりましたけども、大体60%弱ぐらいしか入部率がなかったんですけども、本当にすばらしい入部率であるかなと思います。ただ、この説明を聞かせてもらって感じることは、ちょっと私も時代遅れか分かりませんが、今、メジャーであるサッカー部、そしてラグビー部、陸上部という部門が岬中学校にはクラブがないというふうに感じます。ただ私が一番危惧したのは、実は20年前に実はある保護者から相談を受けまして、幼稚園から岬町はサッカーのクラブに生徒がたくさんおられまして、中学校に入るとサッカー部がないという形で、私も当初、役場の職員さんと相談をさせていただいて、中学校に直談判しまして、サッカー部の同好会をつくらせてもらいました。ただし、その当時はサッカー部の顧問の先生がおられなくて、生徒十四、五名で1年半、同好会をやっていきまして、何とか次、クラブに昇格するかなというふうに思ってやったんですけども、ちょっとやはり顧問の指導の先生がいなくて、少し道に外れたことがありまして、結局同好会で終わってしまったんですけども、一番私危惧するのは、幼稚園からサッカー、ラグビーをやってやったときに、岬中学校には行きたいんだけどクラブがないという形で、私の知っている中でも10名ほど、他市、他府県へ中学校からサッカーをしたいがためにやむを得なく、岬中学校へ行かずに、サッカーを優先して他市へ行ったということもございますので、やはりその辺になってきますと、岬町の生徒数を他市に取られると、どうしても生徒数も減ってきますので、これをいい経験として、私も議員活動させてもらったんですけども、やはりメジャーなサッカー、ラグビー、陸上がまた中学校で部活動として設立できれば、また生徒がわざわざ他市の中学校へ行かなくても、岬中学校でクラブ活動ができるのではないかなというふうにも感じました。これは私の意見でございます。

そういう中で、今、特に先生の働き方改革という形で、いろいろ時間的制限もあり、いろんな形で、今問題になっている地域移行になっていくというのはやむを得ないことなんですけども、

そういうことを感じました。

続きまして2問目でございます。

2問目は、多奈川、深日、淡輪小学校の1年生から6年生の児童数は何名かを伺います。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 令和7年2月1日時点で、多奈川小学校、1年生男子6名、女子1名、2年生男子3名、女子6名、3年生男子2名、女子2名、4年生男子4名、女子ゼロ名、5年生男子4名、女子7名、6年生男子10名、女子3名、計男子29名、女子19名、合計48名です。深日小学校は、1年生男子6名、女子6名、2年生男子2名、女子7名、3年生男子9名、女子12名、4年生男子5名、女子10名、5年生男子7名、女子12名、6年生男子3名、女子9名、計男子32名、女子56名、合計88名です。淡輪小学校、1年生男子27名、女子30名、2年生男子36名、女子21名、3年生男子25名、女子25名、4年生男子39名、女子28名、5年生男子22名、女子32名、6年生男子27名、女子26名、計男子176名、女子162名、合計338名です。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。今、次長のほうから生徒数の人数の確認をさせていただきました。

やはり、生徒数の減少で、この方々が中学校にまた入学されていきますけども、やはりどうしてもクラブ活動の人数が非常に少なくなってくるということで、これもまた一つの何らかの手だてを打たないかんということなんですけども、今のところ、やはり広域のほうに移行していかないかんのかなという実感を持っております。

続きまして、部活動の部員、顧問の活動状況、各部活が順調に機能しているのか。また、対外的に現状の部員数で交流試合が順調に実施できているのかをお伺いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 出口議員のご質問にお答えいたします。

現在、運動部全ての部活動の練習状況につきましては、平日は2時間程度、休日は3時間から4時間程度行っております。文化部については、ブラスバンドは運動部の練習状況と同じく、平日は2時間程度、休日は3時間から4時間程度行っており、文芸、科学については、週2日から3日で、平日1時間程度活動をしており、休日は活動は行っておりません。

どの部活におきましても、試験前の練習時間の短縮や自主学習の時間確保などに努め、学業との両立ができるよう配慮しております。

運動部での交流試合の実施については、近隣の学校間の連携強化や生徒たちの競技力の向上、スポーツを通じた交流を図ることを目的とし、他校との合同練習や練習試合の機会を増やし、また公式戦以外の練習試合の機会を設けております。

先に述べましたとおり、現在の野球部の状況は、現状は部員が1名ですが、その対応として、平日の部活動は顧問と一緒に練習をし、休日などは近隣の貝掛中学校、泉南中学校と合同で練習をしています。交流試合や大会においても、この3校で1チームとして出場し、学校間の連携をしながら、クラブ活動の継続を図っているところでございます。

現在の女子・男子バレー部、女子・男子バスケット部、ソフトテニス部、卓球については、試合に出場できる人数がそろっており、岬中学校として交流試合を年間20回から30回程度実施し、他校との交流を深めております。

剣道部につきましては、交流試合は少ないですが、日々地域の方の指導も受けながら実績を積んでおります。

文化部では、ブラスバンド部が他校と交流練習を行い、大会にも、年に1回ではありますが、出場しております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。今の次長の説明で、野球部以外は十分に對外もでき、人数的にも何とか部活動が回っているように思います。

続きまして、今、次長のほうから説明のあった、野球部の1名がクラブを引退したら野球部は廃部になるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 現在、学校では、野球部については今のところ検討しているところでございますので、廃部になるかとか、休部になるかというのはまだ検討中でございます。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。私はこの野球部の顧問と生徒1名さんには頭が下がります。1年、2年と2年間も顧問と生徒1人がクラブ活動に従事してあって、なかなか普通の感覚ではもう辞めてしまいますわな。それでも顧問が頑張って、生徒一人のために野球を続けてあげたいというふうな気持ちがあるんだと思いますので、なぜクラブ活動が廃部になるのかと聞いたことは、やはりせっかく顧問さんと生徒さんが頑張って来年の3月の春過ぎまでかな、引退するまで頑張って練習をされるんであったら、できたら、やっぱり顧問さんの思いと生徒さんの思いもくんでいただいて、できたら休部とか、もしくはまた新しい生徒、部員の確保とか、そういう

こともまた行政のほうで考えていただいたらありがたいかなと思います。

続きまして、4番でございますけども、人口減少、生徒数の減少により、行政、教員、教育委員会は、今後の部活動の在り方をどう考えているのかをお伺いいたします。

○竹原伸晃議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 お答えいたします。

まずクラブ活動ですけども、中学校の学習指導要領では、生徒の自立的、自主的また自発的な参加により行われる部活動につきましては、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、また連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意するとされております。また、その際には、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えるようにするとされております。

また、令和4年6月には、国においては、運動部活動の地域移行に関する検討会議からの提言を受けまして、まずは休日の運動部の活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途に実施するとの目標が定められたところでございます。

しかしながら、現状を踏まえてみますと、現時点では、地域移行には受皿となる組織、また、指導者の確保、学校や生徒、保護者のニーズの把握など、幾つかの課題もございます。そういう課題がございますので、必ずしも容易にできるというものではないと考えております。

このことから、当面は現状の部活動を維持しながら、地域の実情に応じた対応を検討してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 教育長、ありがとうございます。

教育長のおっしゃるとおり、令和7年というのは、もう実行してこないかんのやけど、なかなかこれは受皿から始まって、いろんな対応が困難な場面が多々出てくると思いますので、やはり部活を継続しながら、早急にそういう地域移行のほうに、また協力者を探していただいて、子どもさんが当町でゆつたりとスポーツのできる環境を整えていただけたらと思います。

次に、時代の変化に対応し、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を今後確保するためにも、広域地域移行を考え、実施していくのか、取組をどう考えているのかをお伺いいたします。教育長、お願いします。

○竹原伸晃議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 お答えいたします。

冒頭に議員のほうから、神戸、いわゆるコベカツ、校区を越えた地域移行ということでご紹介をいただきました。岬町は岬中学校1校でございますので、町で1校区ということになります。そのことから、広域連携による地域移行につきましては、今後、地域移行の重要な要素の一つになってくるのではないかなというふうに考えております。

しかしながら、先ほども申しましたが、地域移行に伴う受皿や指導者の確保、また、保護者負担の課題につきましては、全国的な課題でもございます。教育委員会といたしましては、現状の部活動を維持しつつ、地域の実情に応じた対応を検討したいと考えておりますが、広域的な視点につきましては、近隣市町の状況等も注視しながら、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 教育長、ありがとうございます。

教育長の回答のとおり、成長期の子どもが将来にわたり、社会の一員として人間関係を構築するために、クラブ活動は大きな意義があり、また、文武両道は人間育成にとって重要な案件でございます。だから、私もできたら、それは中学校で十分に対応できて、子どもがすくすくその部活で対応できればいいけども、もう近い将来、やはり地域移行に変えていかないと、人口減少、生徒の減少が起きてくると、多分クラブ活動も回っていかないと思いますので、この辺も極力教育関係の方々のご相談いただいて、早急に実施してもらったらありがたいと思います。とともに、私、実はある生徒さんから20年前、30年の話を、岬中学校に新任の体育の教師さんが来られて、それは陸上部の顧問をされてあった教師でございます。今、岬中学校の保田校長先生でございますが、この先生は新任で来られて、そして、公私ともに生徒の相談に乗っていただいて、いろいろ厳しいところもございますけれども、きちっとその生徒の方向性を指導していただいて、その後、中学校3年間陸上部でおられた方々も、卒業してもいまだに保田校長を慕い、いろんな家庭を持った方々が子どもの相談とか、いろんなことで、やはり3年間のクラブ活動で顧問に教えをこうむったことを、将来、父となり、母となって非常に役立っているということをその生徒、何人からも聞いております。また役場の職員さんでも、保田先生の教え子もおられます。だからこの校長は非常に前向きで、信頼性のある方でございます。これは余談ですけども、そういうことがございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 出口 実君の質問が終わりました。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。

ただいま許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

初めに、投票率の向上に向けた取組について質問いたします。

令和7年度は夏に参議院議員選挙があり、秋には町長選挙があります。近年、選挙の投票率は全国的に低い水準で推移していると思われます。

そこでお聞きします。本町における近年の投票率はどうような状況になっているか。また、期日前投票についても併せて聞きたいと思います。答弁を求めます。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 坂原議員のご質問にご答弁させていただきます。

岬町における近年の投票率の状況につきましては、町議会議員選挙の状況について申し上げます。平成3年は82.89%、平成11年は78.01%、平成19年は71.93%、平成27年は64.78%、令和5年は61.55%と投票率の低下が続いている状況でございます。

また、町議会議員選挙以外の選挙につきましても、過去30年の投票率の状況を見ますと、選挙ごとに投票率は変動はしているものの、おおむね徐々に低下している状況でございます。

次に、期日前投票の利用状況について、町議会議員選挙の状況を申し上げます。平成19年は21.69%、平成23年は27.25%、平成27年は30.69%、令和5年は39.54%と、投票者に占める期日前投票の利用割合が増えてきている状況でございます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 町議会議員選挙の投票率についての答弁がありました。確認しますと、平成3年は82.89%あったのが、その後選挙のたびに投票率が下がってきて、その次が78.01%、その後は71.93%、64.78%、一番最近の令和5年では61.55%になったということでした。かなり下がってきているということです。そして、そのうち期日前投票はどうかというと、平成19年が21.69%、その後は27.25%、30.69%、39.54%と、こちらは逆に増加傾向ということでした。これは、全体として投票に行く人は少なくなっているが、投票に行く人の中では、期日前投票に行く人が増えてきているというのが分かると思います。

そこでお聞きしますが、このように岬町においても投票率が下がっていつているわけですが、この投票率の向上に向けて、本町はどのような取組を行っているのかお聞かせください。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。

投票率向上の取組は、民主主義の根幹を支える重要な課題であり、地域社会においても、その実現に向けた努力が求められております。投票率の低下は、政治への関心の薄れや住民の声が反映されにくくなることを意味し、結果として、地域の発展にも影響を及ぼすおそれがありますことから、様々な施策を講じて投票率の向上を図る必要がございます。

岬町の具体的な取組として、まず選挙があることを知ってもらう必要がございますので、広報を充実させております。岬だよりの掲載、または選挙のお知らせの配布のほか、町のホームページ、LINE、防災無線での呼びかけ、役場本庁舎への懸垂幕への掲示など、様々な周知を行っております。

また、投票へ来られた方への各種の支援としまして、スロープの設置による段差の解消のほか、コミュニケーションボードを用意し、投票しやすい環境をご用意しております。

啓発物品については、大阪府南部ブロック選挙管理委員会協議会で共同調達した物品を配布し、期日前投票及び当日投票に来られ投票を済まれた方には投票済証をご用意しております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 投票率向上に向けて様々な広報活動をしていると、また投票所についても、投票場の段差とかを解決するのにスロープを設置したりもしていると。また、高齢者や支援が必要な人についての支援として、コミュニケーションボードなどを用意していると。このコミュニケーションボードというのは、支援を必要とされる人がそのボードに書いている字と絵で描いているのを、自分はどういう支援が必要なのかというのを分かりやすく示せるというようなものです。この支援が必要な方がそれを使って投票して、非常に喜ばれているというふうに聞いております。

先ほど、期日前投票が増えているとのことでしたが、本町で期日前投票をしようとすると、例えば、高齢者の方で車を自分で運転できない方は、誰かの車に乗せてもらうか、あるいはコミュニティバスに乗って、往復200円を支払って役場まで来なければ期日前投票ができません。

今年の1月11日付の読売新聞に、岐阜県海津市では、期日前投票をする市民が市のコミュニティバスを利用した場合、運賃を無料にするという記事が掲載されていまして。その記事には、高齢者や障害者が投票するために移動を支援することや投票率の向上、バスの利用促進を図ろうと、市が初めて実施した。海津市の期日前投票所は市役所の1か所のみで、これは岬町も一緒です。岬町も期日前投票をするところは役場の1か所です。期日前投票所は市役所の1か所で、市内を走るコミュニティバス5路線は、5つの路線があるんですね、バスの5路線は市役所を經由しており、市内全域から市役所に行くことができると。行きはバスに乗る際に運転手へ選挙の投

票に行くと伝え、帰りは期日前投票後に投票所の出口で投票済証明書を受け取り、運転手に見せるとあります。これでバス料金が無料になるんですね。この投票後の投票済証明書というのは、投票所に備え付けて置いてあるということなんです。私ももらったことないんですけど、誰でも簡単にもらえるということなので、投票が終われば出口で投票済証明書をもらおうと、帰りはバスの運転手に見せるということをしているということです。

本町のコミュニティバスもほとんどの路線が役場を経由しています。本町でも投票率の向上とコミュニティバスの利用促進を図るため、バスの無料化を実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。

投票率向上に向けた施策として、コミュニティバスの無料化は効果的な取組であると考えております。特に、期日前投票期間中において、役場敷地内に設置しております期日前投票所へアクセスするには、コミュニティバスを利用することが投票所へのアクセスを容易にし、結果として、投票率の向上につながることを期待されております。

また、これにより、コミュニティバスの利用促進にも寄与することが期待できることから、コミュニティバス担当部署と協議し、投票時のコミュニティバス無料化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 投票する際の移動支援に関する経費についてですけど、バス代を無料にしようと思ったらお金がかかりますよね、その経費についてですが、平成28年の執行経費基準法の改正で、移動支援経費の加算規定が設けられ、国政選挙では全額が、また、地方選挙については2分の1が支援されていると聞いています。国からの財政支援があるんですね、この移動支援については、このように国からの財政支援もあり、投票率の向上とともに、コミュニティバスの利用促進を図るため、次の選挙からぜひ実施すべきであるということを強く求めて、この質問を終わります。

次の質問に移ります。公益通報制度の取組についてお聞きします。

中古車販売大手の保険金不正請求が外部通報により発覚したことや兵庫県知事のパワハラ疑惑などが内部告発された問題などで、公益通報制度への関心が高まっています。企業や官公庁による不正について、組織内の通報窓口や権限を持つ行政機関などに告発した内部通報者を守る公益通報者保護法、これを巡り国では、改正に向けた動きを今、しております。

そこで、本町における公益通報の体制についてお聞きしたいと思います。

まず、そもそも公益通報制度とはどういうものかお答えください。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。

公益通報制度は、労働者が職場での不正行為や違法行為を通報することを促進し、その通報者を保護するための仕組みで、この制度により、社会全体の透明性を高め、法令遵守を促進することを目的としています。

2004年に公益通報者保護法が成立し、2006年から施行されました。この法律により労働者がどのような内容の通報を行った場合に保護されるのか。また、通報に関して事業者や行政機関が講じるべき措置が定められています。具体的には、通報者が解雇や降格などの不利益な扱いを受けないようにするための保護措置が設けられております。

2020年には公益通報者保護法の一部改正法が成立し、2022年から施行されました。この改正により、事業者に対して公益通報対応体制の整備が義務づけられ、同義務違反に対する行政措置も導入されております。

この制度は、企業や行政機関におけるコンプライアンスの向上を図るためにも重要な役割を果たしております。公益通報者保護法に基づく体制整備は、地方公共団体でも進められており、内部職員の通報窓口や外部の労働者からの通報を受け付ける仕組みを整備されております。これにより、地域社会においても、透明性のある運営が促進され、不正行為の早期発見と是正が期待されております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公益通報者保護法というのは、公益通報者への不当な扱いを禁じ、公益通報に関して、事業者及び行政機関が取るべき措置などを定めたものだということでありました。

様々難しい説明ありましたが、内部の不正などを通報する制度、またその通報者を守る制度だということだというふうに思います。そういう制度を国が定めて、今実際、各企業、官公庁でもそれを整理して、実際に機能しているといえますか、実際にやってるっているということです。

という説明だったと思いますが、では、本町の公益通報制度はどのように整備されているのか。またこれまで公益通報があったのかどうか、その実績についてもお聞きします。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。

岬町では、制度発足時におきましては、人事担当において内部通報窓口を設けておりましたが、昨年12月に岬町職員等からの通報等への対応手続に関する要綱制定し、公益通報者保護法に基

づく内部通報対応体制の整備を行っており、総務部長を総括通報等責任者とし、総務課内に通報相談窓口を設けているところでございます。

また、本町での内部公益通報の実績につきましては、今年度1件ございました。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町においても既に公益通報制度が整備されているということでした。また、実際にこれまで1件の報告があったということですね。

令和6年2月の消費者庁の意識調査によると、公益通報制度の内容を知っていると答えた労働者の割合は4割にも満たないとあります。今後はもっと制度の理解を広げる取組が必要であると考えます。岬町庁舎内でもこの制度があると知っている人がどれだけいるかと思うんですよね。実際に1件あったということですが、そのほか、全職員にどれだけ浸透しているかというのがちょっと気になるところです。

そこで、本町においては、この制度の理解を広げる取組について、どのような取組をしているのかお聞きます。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。

公益通報制度は、内部告発者を保護し、企業や組織内での不正行為や違法行為を早期に発見し、適切な対応を促すための重要な制度でございます。

しかしながら、現状においては、この制度の認知度が不足しているという課題が指摘されております。

公益通報制度の理解を広げる取組としまして、住民に対し公益通報制度についての情報を積極的に発信することとし、具体的には、岬だよりやホームページ、SNSなどを活用して、制度の目的や利用方法などについて分かりやすく伝えてまいりたいと考えております。

また、職員に対しては、公益通報制度の仕組みや相談窓口を設置していることについての周知を定期的に発信してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 周知に努めてください。

その前の答弁の中の通報制度の説明の中で、岬町においては、通報窓口が総務部長を統括通報責任者として、総務課の中に通報相談窓口を置いているとありました。これで果たして通報者が不利益な扱いを受けないように守ることができるのか、通報者が守られるかというのがちょっと気になる場所なんです。総務課に相談に行ったら、誰が来たかすぐ分かってしまうとか、そう

いうおそれもあるのではないかと。またそもそも総務課に相談しに行くのもちょっと行きにくいのではないかなと、そういう危惧もしております。

また通報者は、内部の方だけではなく、外部からの通報も受け付けるとの説明もありました。であるならば、相談窓口は外部に設けるのがよいのではないかと思います。役場庁舎内じゃなくて、外に設けるんですよね、別の法的な機関になるかとは思いますが、そういうのも必要ではないかと思うんです。去年12月に整備されたばかりですから、まだこれからもっと整備しなければならない点が多々あるとは思いますが、もっと整備をしていかなければならないとは思いますが、この公益通報制度について、田代町長はどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

先ほど、担当部長のほうから公益通報制度については説明をさせていただいたと思いますので、私からは、その取組についてをご説明させていただきます。

公益通報制度は、社会の透明性を高め、公共の利益を守るために非常に重要な制度であると考えております。この制度は、不正行為や違法行為を通報しやすく環境を整え、その結果として、組織内の不正を未然に防ぐ役割を果たします。広域通報制度については、通報者が保護されないということ事案が生じていることから、今国会で、通報者を守るための法改正が議論されていると聞いております。

本町においても、制度を適切に運用し、住民にとって働きやすく、暮らしやすい環境を築いていくための取組を進めてまいり所存でございます。また併せて、本町では、広域通報制度とは異なりますが、平成26年度から、本庁舎を含む町内10か所の公共施設に提案箱を設置し、町政の提案を受け付けております。

このような制度も引き続き活用しながら、皆様の率直な声を町政に反映させ、働きやすく、暮らしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

先ほど議員さんがおっしゃったように、庁内にそういった通報しやすい部署はいかがなものかというご質問がございました。まさしくそのとおりであろうと思っておりますので、庁舎外も含めて検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ぜひ、より実効性のある制度になるように整備されることを求めます。

これでこの質問を終わります。

次に、職員の働き方改革についてお聞きします。

高齢化や人口流動化、労働人口の減少などに直面している本町は、少数精鋭によるまちづくりが必要になってきております。また、その少数精鋭の中で、町職員はその核としての役割を期待されております。ところが、行財政改革に伴い職員数が減少する一方、業務量は増大しているため、1人当たりの担当と業務が増大しております。残業が恒常化して余裕がなく疲弊しているように伺える職員もいるように思われます。全国的にも、メンタルダウンする職員の増加が問題になっております。地方自治体は、職員の安全配慮義務として、長時間労働により心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うことを確認しておきたいと思います。

住民満足のためには、まず職員満足が不可欠であります。働き方改革やワークライフバランスといった考えの下、町職員が働きやすさだけでなく、いかに働きがいを持つことができるかが重要であるというふうに考えております。

この考えの下、以下の質問をいたします。

まず、超過勤務など、職員の労働時間の現状はどのようになっているか、お答えください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

超過勤務の状況に関しましては、年度によって差はありますが、令和3年度は2万301時間、令和4年度は2万1,890時間、令和5年度は1万9,871時間の超過勤務で、職員1人当たりに換算すると、1か月当たり10時間から11時間、1日当たりで言うと30分程度でございます。

超過勤務につきましては、各所属において事前申請制の徹底に努め、業務の進捗管理を図っております。また、第2水曜日、給料日、最終金曜日をノー残業デーとして設定し、定時直後に職場常務会で帰庁を促し、各職場の協力の下、職場環境の改善のため、超過勤務の抑制に努めているところでございます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 職員の超過勤務、残業、その残業時間の状況は、今ありました令和3年度が3万301時間、これは職員全体の1年間の残業時間ということになりますね。令和4年度では2万1,890時間、数字が大き過ぎてちょっとよく分からんところあるんですけど、これは役場内の全職員の全体分ですけど、それを1人当たりで計算すると、1日平均30分ということでした。

この1人1日30分というと少なく感じられますが、この残業の中には管理職員は入っていないんですよね。管理職も遅くまで結構残っている方おられますからね。また部署によっても相当の

ばらつきがあるというふうに思います。実際、遅い時間まで残業している職員を見ると、大体同じ部署の方が多いです。

また、その対策として、超過勤務を抑制するため、毎月残業デーを設定していると、定時以降に役場内の各職場を巡回して、早く帰るように促すと、もう終わったから、時間過ぎてから早く帰ってねと、そういうふうに促していると、そういうことに努めているという答弁がありました。1人平均30分ですけど、それが結局は実際に残業している人にとっては、毎日残業が続いて結構大変なんだと思うんです。そういう現実があると思うんです。

それでこの対策で本当に効果があるんでしょうか。早く帰ってくださいねで、分かりました、帰りますって帰れるんやったら、残業してないと思うんですよね。帰れない事情があるから残業しているんですよね。その事情というのを確かめて、確認して、それを取り払う努力をせなあかんのちゃうかと思うんですよ。それをやらなかったら全然残業時間減りませんよね。根本的な理由を探らなければ何もできないと、変わらないというふうに思うんです。そもそも職場ごとに事務量は違いますけど、職場ではまず人員配置、人数は足りているかと、まずそれが必要ですし、人員配置は一応足りていても、人数は配置してもらってるけども、例えばその中で誰かが長期休暇してるとかになると、ほかの人に負担がかかってくるんですよね。そういうことが実際にはあると思います。もっとよりきめ細かな具体的な対策をしないと状況は変わらないと思うんですが、この点については、担当者はどのようにお考えかを伺います。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

ご指摘のように、今のところ新たな超過勤務の削減、縮減の方策に関してはまだ模索中でございます。ただ、確かに議員ご指摘のように、毎年一定の超過勤務が発生していることから、今の方策だけでは十分ではないかもしれません。ただ、人事担当のほうでノー残業デーを設定して、職場巡回することによって、各所属長や課員の超過勤務に対する意識も徐々に変わってきております。ノー残業デーのおかげで定時で帰れる日がだんだん増えてきた。また、仕事の優先順位を考えながらめり張りのある勤務ができるようになってきたとの声も聞いております。今のところ特効薬はございませんが、今後とも新たな超過勤務抑制の方策を考えていきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 確かに特効薬はないかもしれませんが、それを解決しようとして取り組んでいかなければ何も変わらないと思うんです。それを誰がやるのか。実際に残業している職員がやる

のか、それができへんから残業が続いているんですよね。それを解決に向けて取り組んでいく、考えていく、その部署でやらなあかんのちゃうかと思うんですよね。だから人事担当やったら人事でせなあかんと思うんですよね。私はその人事の本気度だと思うんですよ。実際に残業している人らが少しでも残業時間が減っていくように有効な対策を模索しながらやっていってほしいと思うんです。でないと残業している人だけほったらかしかとなるんですよ。結局、一部の職員に全部負担がかかっていっているんですよ。そんな現状ほっといていいですかと私は思うんです。特に人事担当はその担当であるならば、その辺の責任と覚悟を持って取り組んでほしいというふうに思います。後任の人にもしっかりとその辺の考えは伝えていってほしいと思います。急に変わるものではないと思いますが、今後も私は注意して見ていきながら、今度も何も変わらなければ、また質問したい、提案したいと思いますので、よろしくお願いしときます。

この働き方改革について、私は今聞いていますが、この働き方改革では、超過勤務以外にも休憩時間の確保や休憩場所の確保も必要だと考えています。

そこでお聞きしますが、お昼の休憩時間や場所の確保ができていますか、お聞きします。お答えください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

お昼の休憩時間や場所の確保ということですが、窓口対応の多い1階の住民課、それから保険年金課、税務課、会計課、子育て支援課、高齢福祉課など、45分のお昼休憩が取れているかどうか、休憩場所が確保されているかなど聞き取り調査を実施しました。

聞き取りの結果、外食する職員もいますが、多くの職員が自席で昼食を済ませ、休息しながら、来客、電話対応もしているという声が多かったです。会計年度任用職員に関しましては、自宅で食べる者、外食する人も数名、自席で昼食を済ますものも多いようですが、正職ではないので、配慮して休憩時間中に業務はさせておりません。来客対応が昼休憩に食い込んだ場合においても、休憩時間開始から45分の休憩は確保しております。ただ、お昼休憩を取る場所に関しては、自席等での休憩が多く、特段休憩場所は確保していない状況でございます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 職員が業務を円滑に効率よく行うためには、適切な休憩が必要です。休憩時間や場所の確保は、業務を円滑に効率よく行いたい職員にとっても、また適切で気持ちのよいサービスを受けたい住民にとっても重要であると思います。特に窓口業務のある職場では、昼休憩の時間にも住民対応をしています。私の聞いたところでは、時間を決めて、交代で当番制にするなど、

お昼の休憩時間を交代で当番決めて順番でやってるなど工夫をして業務に当たっていると一部聞いておりますが、それで一部の職員に無理な負担になっていないのか気になるところです。そういう部分の配慮についても、引き続ききめ細かい配慮をお願いしたいと思います。

また、お昼の食事場所についても、自分の席で済ませる職員が多いとありました。窓口業務のある職場などでは、自席といっても住民の目があるんですよね。そういう住民の視線を感じながらの食事や休憩など、これが本当に休憩になってるのかどうかというのは気がかりです。

そこで提案として、休憩場所として、例えば会議室など、空いているスペースを職員が利用することができないかお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

会議室を職員の休憩スペースとして開放することについて、施設管理担当の総務課に確認したところ、公務としての使用に支障がなければ空いている会議室を使用することは可能とのことでした。

今回、職員の休憩時間の確保のためのご提案を受け、改めて総務課と調整し、休憩場所として使用可能な会議室があれば、まずは試行的に実施していきたいと思います。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 休憩をしっかりとれるように、ぜひその場所の確保もしていただきたいというふうに思います。

窓口業務において残業になる要因の一つに、受付時間が影響しているのではないかというふうに考えております。住民が定時の少し前に窓口に手続に来られた場合など、業務の内容によっては、住民が帰られた後、その後処理や整理に時間がかかることがあります。

本町においても、業務のデジタル化や各種証明書のコンビニ交付などにより、以前より窓口業務が減少しているようにも見受けられます。職員の働き方改革の一環として、窓口の受付時間を短縮して、柔軟に対応してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

議員ご提案のように、窓口の受付時間の短縮につきましては、デジタル化やコンビニ交付の浸透に伴い、働き方改革職場環境の改善のため、周知期間や試行期間を設け、導入する市町が増えてきているようです。職員とっては、定時以降にずれ込む窓口対応も減り、短縮した時間で別の事務処理対応ができますので、超過勤務の抑制にもつながります。

しかしながら、行政サービスの提供時間が少なくなるため、住民の皆様のご理解も必要ですし、窓口対応の多い部局を中心とした今後の働き方改革に係る検討課題の一つであると認識しております。住民サービスにも係る大きな問題でございますので、方向性を検討するために、まずは現状把握が必要であると思います。将来的な職場環境の改善のためにも、窓口担当部局に協力を求め、夕方にどの程度窓口理由があるのかなど、調査する方向で検討していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 まず現状把握をしっかりとやってください。

新聞記事によりますと、兵庫県姫路市は、来年7月から市役所の窓口の受付時間を変更します。受付時間は、現在は午前8時35分から午後5時20分まで受付してますと、それを午前9時から午後5時に変更することを決めたとなっております。職員の働き方改革の一環としているということです。これまで、職員の勤務時間と窓口の受付時間は基本的に同じだったと、そのため、窓口業務に当たる職員は、開庁前に出勤して準備をし、窓口終了後に引き継ぎなど、時間外労働をしてきた。受付時間を短縮することで、準備や整理の作業を時間内にできるようにするのが狙いという。コンビニでの証明書交付が浸透してきたことも時短の理由だとしております。これは兵庫県姫路市です。大阪府池田市では、今年4月1日から窓口受付時間を、これも変更しますということです。現在は朝8時45分から午後5時15分までを、午前9時から午後5時に変更しますと、この市役所の窓口受付時間が変わりますというチラシを去年の11月に配布しております。そのチラシには、業務時間の集中による事務の効率化とともに、手続のオンライン化等の推進により、市民の利便性向上を目指しますとありました。ほかにもあります。大阪府交野市では、窓口開庁時間の見直しについて、これはまだ実施していないんですが、去年の10月に議員全員協議会で検討していると、令和7年度夏以降に実施を予定しているとなっております。ほかにも三重県の名張市役所は、開場時間を、今年8月1日から短縮して、午前9時から午後4時30分にすると発表しております。職員の勤務時間は、午前8時半から午後5時15分まで、これは変わらないんですよね。職員の勤務時間は午前8時半から午後5時15分までですが、短縮する時間の来庁者は全体の約6.5%にとどまることから決定したと、時間短縮した場合の短縮する時間、夕方の時間、それも詳しく調べてみると、夕方の時間に来ている住民というのは全体の約6.5%だったというので決定したということです。そして、時間外手当が減ることで、年間550万円から600万円の人件費の削減を見込んでいるということです。これは三重県名張市です。また、岐阜県美濃加茂市では、開庁時間を現行の8時30分から午後5時15分までの時間を、

午前8時45分から午後4時45分に短縮する方針を決め、今年11月から実施すると発表しております。これにより、職場環境の改善や業務の効率化を図り、人件費も年間で500万円から600万円程度削減できると見込んでいる。このほかにも愛知県みよし市、滋賀県大津市でも行われています。これらの受付時間の変更などは、職員の働き方改革の一環としての取組の一例だと思います。

最後に、本町における職員の働き方改革について、田代町長の見解を伺います。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

全国的に働き方改革が問題になっている中で、職員、また労働者の過重労働によって様々な事故が起きておることは承知しております。そんな中で、先ほど、担当理事のほうから説明があったように、できるだけ残業時間を少なくして、そして少しでも体を休めてもらうということは、本来の姿であるということで取り組んでおります。

しかし、おっしゃるとおり、時差出勤もありますけども、時差的に受付を検討し直すということも大事なかと、このように思っております。民間の場合を申し上げますと、就業時間が8時からだったら、じゃあ15分前までに会社へ入って、8時スタートの準備をちゃんと整えておく、また、就業時間は5時を起点に、また15分間は次の日のための準備を進めるというのが民間の一つの就業規定になってるのかなと思っております。

しかし市役所の場合は、やはり住民サービスを、言わば低下しないようにしっかりとその対応をしていくというのは基本でありますし、また公僕という立場でありますので、やはり岬町全体の皆さん方に奉仕の精神を持って仕事をするということが、ある意味課せられた責務、また任務でありますので、そういったことを考えると、住民サービスの低下をしないような方法で、今おっしゃってるように、時間の調整をすとかして、今、9時に受け付けて、多分、9時から5時半ということになってると思います。そうすると、やっぱり朝に来る時間帯、また帰る時間帯がどうしても遅くなる、早く来て遅く帰るというようなことがあると思いますので、これは十分、住民の代表の方々とも相談しながら、時間の調整も一つ検討をする必要があるかなと思っております。できるだけ職員の健康管理を中心に考えてまいりたいというふうに思っております。

そこで、職員の定数については、現在、少しオーバー的になってきておりますし、そのために会計任用職員に来ていただいているということがあって、人員的には問題はないと思っておりますけども、ただこれは、議員さんに言うのは失礼な言い方になったら訂正をさせていただきたいんですけれども、やはり多かったら多いなりの仕事の量をこなす。また少ない人数でその範囲の量

をこなすということも、創意と工夫につながっていくのかなと思っておりますので、そういうことも含めて、今後の窓口受付の対応については検討してまいりたいと、このように思っております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 住民満足のためには、まず職員満足が不可欠との考え方の下、職員の労働環境改善にさらに取り組まれるよう強く求めて、私の一般質問を終わります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

次に、一般質問で使用する補助資料につきましては、議員及び理事者の皆様にはメールにて配付しておりますので、パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただきますよう、お願いします。

また、傍聴の皆様には配付しています傍聴用資料をご覧ください。

また、お昼を回るとも考えられますが、中原議員の質問が終わるまで続行したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、中原 晶君。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

2月26日に発生した大船渡の山林火災はいまだに鎮火の見通しが立っていません。亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

東日本大震災からの復興の中での被災であり、一刻も早い鎮火と被災者が生きていこうと思える国を挙げての支援が求められています。

物価高と低賃金、低年金が住民の暮らしを押し潰しています。帝国データバンクの調査で、今月から冷凍食品を中心に2,343品目が値上げされます。1年前の同時期に比べ値上げ品目は3倍に急増しています。今年に入って値上げ品目数は早くも1万を超え、引き続き家計を直撃しています。そんな中、昨日、自民、公明、維新などの賛成多数により、大軍拡と大企業へのバラマキがあらわになっている来年度予算案を衆議院で可決させました。

来年度の予算案は、社会保障や教育予算、中小企業対策など、いずれも物価高騰に追いつかない実質マイナスの暮らしに冷たい予算となっています。その一方で、軍事費だけは前年度比9.5%増の8兆7,000億円と異常な突出となっています。

岸田前首相がバイデン前大統領と交わしたGDP比2%の約束に基づいて大軍拡が推し進められています。先日の日米首脳会談から帰国した石破首相は、5年で43兆円というGDP比2%

の軍事費を、2027年度以降、さらに増大させる可能性を否定しませんでした。今進められている大軍拡がさらに進めば、平和が壊されるだけでなく、暮らしも押し潰されてしまいます。

来年度予算の審議では、血も涙もない医療費負担増が国民に押しつけられようとしていることも明らかになっています。高額療養費の上限引上げだけでなく、国民医療費を最低4兆円削減することを念頭に置いた協議体を設置すると自民、公明、維新の3党で合意されています。合意の内容の中には、OTC類似薬品を保険給付から外す計画が盛り込まれています。市販薬と効能が同じOTC類似薬を保険から外せば、国の医療保険が減少はしますが、その分、患者負担が増やされます。対象として挙げられているのは、カロナールやガスター、アレグラなど、聞き覚えのあるものばかりです。こういった薬が保険適用から外されれば、現在の薬剤費の患者の自己負担分が20倍から60倍に跳ね上がります。保険適用から除外された薬は、子ども医療費助成の対象からも外れます。日本維新の会は、現役世代の社会保険料を6万円減らすと言いますが、仮に社会保険料の負担が減ったとしても、それ以上に薬剤費が重い負担となり、家計を圧迫し、負担できない場合は治療を断念せざるを得ません。医療崩壊と健康格差を生む計画まで、来年度予算で具体化されようとしています。

国や大阪府の推し進める政治によって、住民の暮らしが崖っ縁に追い込まれている下で、住民に最も身近な地方自治体である岬町が住民の命と健康、暮らしを守る防波堤となることを強く求めて質問を始めます。

一つ目に、開幕まで1か月あまりと迫った大阪・関西万博への小・中学校の遠足について質問します。

昨年6月議会、12月議会と万博遠足について質問してまいりましたが、いずれも時間切れになり、十分な質問ができませんでしたので、今回改めて質問をさせていただきます。

1点目にお聞きしますのは、町内の各学校の万博遠足の日程はいつかお答えください。お願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えいたします。

各小・中学校の万博遠足の予定日程につきましては、淡輪小学校は5月頃、深日小学校は5月下旬頃、多奈川小学校は4月下旬頃、岬中学校は7月上旬頃を予定しております。

ただ、保護者へは新年度に入ってから年間行事予定の中で周知する予定としていることから、詳細な日時につきましては答弁を控えさせていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 小学校は5月、小学校は早い時期ですね。この時期からすると、小学校、4月、5月というのは、学校としても対応が非常に大変だろうということが心配されます。子どもたちの顔や名前は覚えたとしても、個性の把握、子どもそれぞれの十人十色ですので、その個性の把握という点では、十分できていない時期じゃないのかなということを思いますので、これは学校、また教職員の皆さんに、ただでさえ忙しい現場にさらなる負担を押しつけるということにならざるを得ないというふうに思います。

中学校は7月ということでありましたが、この時期は熱中症が不安視される時期だというふうに思います。さらに熱中症ということで言うと、中学校はお昼ご飯を食べる団体休憩所が利用できないとされてますので、さらに熱中症への不安が増すという状況を感じたところです。

2点目をお尋ねします。

教員の下見についてお聞きしようと思います。下見の日程と、遠足に行く教員全員が下見に行けるのか、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えいたします。

下見につきましては、これまで1団体来場単位につき3名までの事前下見が可能とされておりましたが、学校によっては来場単位の構成が様々で、来場単位の規模によっては、3名まででは不十分であることから、来場予定学年につき3名までの下見が可能と先日の説明会でお示しがありました。

4月、5月に予定している各小学校は、テストランの機会を活用して、淡輪小学校、4月5日土曜日、18名、深日小学校、4月5日土曜日、15名、多奈川小学校、4月6日日曜日、9名が万博遠足に引率する教員全員が下見に行く予定をしております。

中学校につきましては、開幕後の下見となり、あらかじめ申請をし、平日であれば希望はいつでも可能と伺っております。岬中学校は、5月22日木曜日、引率する教員9名全員が下見に行く予定をしております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1学年3名までと、これは拡充されたわけで、全員が行けるということが確認されたのはよかったと思います。

これは陳情、要望書だとか、批判の声、運動、そういうものを受けて改善されたものというふうに思いますけれども、全員が行けるということは確認できました。

ただ、4月、5月に遠足に行く、その下見が4月のテストラン、5日、6日のテストランの時期に行くというのは、これはもうちょっと直前過ぎて、実際の計画を立てるのは非常に困難だというふうに思います。そもそも、そのテストランの時期、4月5日、6日というのは、新学期の準備で現場は非常に大変だと思うんですよ。そもそも、今でさえ、学校は教員の欠員が出てますよね。そんな状況で、ただでさえ忙しいのに、新学期の準備の時期にテストランに行かなあかんと、下見に行かなあかんと、この負担は非常に重いと思います。

それから中学校は、5月22日に全員が行かれるとお聞きしましたが、中学校の先生方が下見に行ける時間帯はかなり限られるというふうに、短い時間だと聞いてます。そのことも、中学校の現場にとっても非常に負担が重いんじゃないかなと思います。

さらに、このテストランの時期、この期間はまだ開幕していないので、開幕後の状況とは違いますよね。パビリオンによっては中に入られへんパビリオンも恐らくあるでしょう。ですので、そういう意味でもシミュレーションが十分にできないということでも不安が多いというふうに言わざるを得ません。

このテストランの時期に、どこのパビリオンに行くか、これはもう決まってるんでしょうか。この点についてここでお聞きしておこうと思います。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えします。

テストランの時期でパビリオンの行く予定につきましては、まだちょっと未定でございます。実際、行くパビリオンもまだ回答が来てない状況でございまして、そのテストランのときに開いているパビリオンも、すみません、こちらのほうではまだ把握できてない状況でございまして。今、協会のほうには確認をしているところでございまして、当日のパビリオンにつきましても、協会のほうに確認をさせていただきました。それにつきましても、順次報告させていただくということをお聞きしております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 深刻な状況だと思います。行く先についてこんなに分からへんこととか、不安なことが多い遠足なんかあるでしょうかね。ちょっと考えられない。今の段階で、まだどこのパビリオンに行くか決まってないって、ほんまにもう現場としては大変だなと思います。

そもそも、年度変わって、自分が教員だとしたら、何年生の担当になるのかも今の時点では分からへんわけですよ。もうほんまにこんな不安要素が多い遠足、ほんまに学校の先生のためにもやめたってほしいなというふうに思います。

そのパビリオンのことですけど、好きなパビリオンを選べないわけなんですよ。割当て制になってますよね。なおかつ、3つのテーマから選んでくれと、そのテーマに応じて、このパビリオンに行ってねとか、こういうふうに遠足のコースを組んだらどうかなという提案がなされると、それがまだ示されていないということだと思いうんですけど。

また、この3つのテーマがありますね。それはすぐ言うてもらえるかな。このテーマ自身が非常に何かぼんやりしたテーマですけど。ちょっと待ってくださいと言ってるから、こっちから言います。これはもともと聞くから用意しといてねとか言ってなかったんで、3つのテーマを選んでくださいというふうに各学校に言われてるわけなんですよ。一つは命を救う。もう一つは命に力を与える。3つ目は、命をつなぐ。この3つのテーマを、各学校だったり、学年だったりを選んでくれというわけです。それに基づいてパビリオンが決まるというねんね。私はこの3つのテーマは非常にぼんやりして、よう分からないというふうに思いました。

でも、希望のテーマを挙げたとしても、どのパビリオンになるかも分からんし、このテーマ自体、ほんまによう分からんなど私は思ってるんですけど、ちょっとパビリオンのことで言及させていただきましてけれども、まだ決まってないというのを聞いて、ほんまに私はちょっとぞっとしました。

次の質問をお聞きします。バスを降りてからの長距離移動への対策についてお聞きします。

昨年5月に提出された大阪府都市教育長協議会、これは大阪府下の市の教育長の協議会、グループですね。それから、大阪府町村教育長会、これは大阪府下の町村の教育長のグループなんですけど、この大阪府の町村の教育長の会、この代表が今、古橋教育長が務めておられるわけですが、要するに全部の市と町村の教育長が連名して、府の教育長に提出された緊急要望書があります。前にも取り上げたことがありますけれども、そこでバス利用の場合について、要望書の中で記載されております。小学校低学年には厳しいというふうに、その要望書の中で指摘されているんですけれども、この移動についてどんな対策が取られるのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えいたします。

バスを降りてからの長距離移動の対策としまして、令和7年1月30日に開催された大阪・関西万博日帰り教育旅行の輸送に関する検討会において、夢洲第2交通ターミナルから西ゲートまでの移動の負担軽減策についてお示しがありました。

小学校低学年が乗車する団体バスについては、夢洲第2交通ターミナルのできるだけ西ゲート

に近い位置で乗降できるようにバスが誘導されます。また、暑熱対策には、バス降車場所の東側に集合場所として、大型テントが設置され、テント下には1,600名が整列可能であります。西ゲートまで約800メートルある移動経路上の暑熱対策としては、ミスト付き扇風機を設置する予定と伺っております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまお答えいただいた内容については、お配りしている資料の下半分の内容となっております。負担軽減策というんですけど、私、この緊急要望書に書いていた800メートルから1,000メートルの徒歩が厳しいと、特に小学校低学年には厳しいというふうな指摘がなされているわけなんですけれども、私はてっきり、この対策といたら、西ゲートからの歩く距離を短くしてくれるんじゃないかと思っちゃったんですよ。ところが、歩く距離は少しも変わらへんわけなんです。その図に書いてるとおり、最短約850メートルとあって、黒い太い線が歩いていくコースになるわけなんですけど、この長さはいつも変わらへんわけなんよね。暑さ対策ということで、ミスト付き扇風機が設置されるようになってるけど、最後の直線のところ、ここにはないわけよね。松井次長を責めてもしょうがないねんけど。これで何が負担軽減やねんと、負担軽減というんやったら、やっぱり歩く距離をまず短くするべきじゃないかというふうに私は思います。

4番目に質問します。はぐれた子どもへの対応はどのようになされるのか、お聞きしようと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えいたします。

大阪・関西万博における校外学習は、全ての教員にとって初めての引率先であること、時期によっては混雑が見込まれること、入場時間や団体休憩所、パビリオンなどが予約で管理されていることなどの特殊性があることから、安全・安心に参加いただけるよう、当日想定される様々なトラブル対応を行うため、本事業に特化した緊急相談窓口を設置すると伺っております。

緊急相談窓口には、来場日当日に想定される様々なトラブルや必要なサポートに対応するため、本事業に参加する学校団体専用のコールセンターの設置、コールセンターでの相談を受けて現地におけるサポートが必要になった場合に備え、大阪・関西万博に常駐のスタッフを配置、トラブル対応では体調不良、迷子など、はぐれた子どもへの対応や渋滞などによる遅延のための各種予約調整、事故、事件、災害などの緊急サポートなど、必要に応じて常駐しているスタッフが対応するということを伺っております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 万博遠足だけの特別な緊急相談窓口、コールセンターが設置をされるということをお聞きしました。

コールセンターの回線、それは十分にあるのかどうか。電話してもつながらなかったら意味がないですからね。また、コールセンターに連絡したとして、現地のスタッフが十分にいるのかどうか、こういったことはお聞きですか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えします。

常駐スタッフの人数と配置場所はどうなっているのかというところ、また、コールセンターの電話の回線数、おっしゃるとおり、混雑しているときにかけてもつながらへんかったということも考えられることから、どんだけ回線あんのやということなんですが、確認させていただきました。学校単位での招待事業事務局のほうが対応しておりまして、そこに確認したところ、現在調整中ということの回答でした。そういうように伺っております。また再度、確認させていただいて、下見までに何とか間に合うようには考えております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 これについても現在調整中と、もう開幕まですぐそこという時期やのにそんな状態のようです。

こういうことがはっきりしないと、学校側としてもし安心して連れていくことができへんと思いますので、この回線の状況や現地のスタッフの配置状況等、分かれば学校に連絡をもちろんしていただきたいというふうに思いますし、分かり次第、私にも個別に教えていただきたいというふうに思います。この点でも非常に不安な状況があるということが分かりました。

今、緊急の相談窓口の話のときに、体調が悪くなった場合についてもそこへ連絡するんやということをお聞きしました。その点についてもお聞きしておこうと思います。

会場内に診療所と応急手当所が設けられるとお聞きしておりますけれども、それぞれの設置数と医療スタッフの体制についてお答えいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年11月29日に博覧会協会において、医療救護対策実施計画が策定公表され、医療救護施設や体制の概要、傷病者発生時の対応、会場内の医療救護情報の共有など、運営に係る実施体制が示されました。

実施計画においては、医療救護施設は、診療所は3か所、応急手当所は5か所設置されます。診療所には医師、看護師、救護隊、クラーク、医療事務員が配置。応急手当所には看護師、救護隊、クラークが配置されると記載されております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 合わせて8か所、会場は非常に広いんですね、そのうちの3か所にしか医師がいないという状況ですね。診療所と言われているところには医師がいて、それ以外の応急手当所には医師は配置されないということです。そういう状況で、万一のときに、それも多くの子どもたちが一斉に具合が悪くなるというようなことがあった場合に十分対応できるのかということについては心配ですし、ごく一部の、例えば1人の子どもが具合が悪くなった、そのときに応急手当所だとか、診療所に子どもたちを連れていけるのか。どうやって連れていくんかなと、みんな集団で行くのか。サポートの人が来て連れていってくれるのか。聞いていると、そういうこともすごく心配に思うんですね。この点でも不安が払拭できないというふうに私は思っています。

次はパビリオンについて聞こうかなと思います。さっき、パビリオンはまだ決まってへんと、私は幾つ入れるのかなと聞こうかと思ってたんですけど、まだ分からへんということでした。

それで、一応入場は予約制にしますので、交通渋滞とかで遅れた場合どうなるのかということをお聞きしておこうと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えいたします。

遅れた場合、先ほどもお伝えしたように、緊急窓口のほうに連絡をさせていただきます。緊急窓口で連絡を受けた常駐スタッフが予約の調整を行い、順調に会場を回れるような対応を取っていただくというふうにお聞きしております。パビリオンの数につきましても、予定しているパビリオン数を減らすことなく、順調にできるような調整をするということは伺っております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今おっしゃった緊急相談窓口というのは、子どもがはぐれときも連絡する、誰かが具合悪くなくても連絡するというその先、全部一緒なんやね。かけたら何か、こういう用事の人は1番みたいな、音声通話にするかどうか分からんけど、中でいろいろ分かれてるということでしょうけど、1か所で複数の対応する緊急窓口というのは、それはまたそれで心配ですわ。私、今、ふとそれは思いついたことなんやけど、具合が悪くなった人が出たら、その人だけに対応する番号とかやったら、その後の対応は早いかなと思うけど、いろんな要件で緊急相談窓口にかけ

てくるわけよね。まず要件聞かれるわね、その後、それぞれ分かれたところに振り分けると、それだけで対応が遅れますやんかと思ってね、対応についても心配やなというふうに思いました。

大体、そんなパビリオン数を減らさんと回れるように調整してくれると言うけど、ほんまにそんなにうまいこといくんかなっていうふうに思います。またそこで無理があってもよくないと思うんですよね。だからそういう意味でも不安を感じているところです。

ガス爆発の危険性についてもお尋ねします。昨年6月議会において、昨年3月28日に発生したガス爆発事故について指摘をしました。万博会場は、地中に埋められているごみから、現在もメタンガスが発生し続けています。その量は最大で1日2万トンとも言われています。2万トンというのは、25メートルプール9個分に当たりますので、莫大な量であることが分かります。爆発事故を発生させないための対策は十分に取られているのか、確認させてください。お願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、博覧会協会からお示しされたメタンガス対策につきましては、グリーンワールド工区内において、地下ピット内でメタンガスを検知した灯台のトイレだけではなく、全ての建物について強制的に換気を行うための機械換気設備や検知器が設置されております。また、建物以外についても、地下のメタンガスを大気中に放散させるため、マンホールの通気口や透水性の塗装の施工などが進められております。さらに開催期間中は、会場全体においてガス濃度の測定結果の常時モニタリングが行われるとともに、その測定値を協会のホームページで毎日公表するなども実施されるとお示しがありました。

本町といたしましては、万博協会及び関係機関の安全管理対策を確認しつつ、子どもたちの安全を最優先に考え、引率教員への事前説明や緊急時の対応策の周知を徹底してまいります。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、グリーンワールド工区内というふうにおっしゃられました。用意した資料の上半分に、夢洲の地図を載せているんですけれども、グリーンワールド工区というのは、1区というふうに書かれているところです。ピンク色で囲まれている1区と2区、3区にもちょっとまたがってたりしますが、それが万博の会場というふうになっています。今おっしゃられたガス爆発については、地図でお分かりのとおりですが、1区の西ゲートの近くのトイレなんですよ。その工事中に爆発事故が起こったという状況であります。その西ゲートの少し上に団体バス乗降口と書かれていますけれども、ここが子どもたちがバスを止める場所ということになってます。

説明があったとおり、強制換気をして、あちこちに筒が立てられているわけなんですよね。それで、地下でガスを集めて外に放出するというのがされてて、それは1区の中でぐるっと設置されています。全体で26か所、ガス抜き管が1区の中に設置されています。

この発生しているガスなんですけど、有毒ガスの測定も進められているということで報告がありました。その結果を見ますと、発生してるのはメタンガスだけではないということはお存じでしょうか。ここでは、一酸化炭素、それから硫化水素、アンモニアなど、可燃性の高い有毒ガスが発生していることが確認されています。これは万博協会のホームページに測定結果が公表されているんですけど、最新のもので去年の10月のものしかないんです。非常に遅れて公表されるものですから、直近のものが把握しづらい状況になってますけれども、その中で、検知器の検知能力を超える、オーバーと書かれている箇所がめっちゃいっぱいあるんですよ。メタンで言うと、26か所中16か所、一酸化炭素についても26か所中16か所、硫化水素については、26か所中17か所で、機械で計測しているんですけど、し切れへん、要は非常に多い状態だということが既に分かっているんです。こんな危険なところに子どもたちを連れていくのかというのが私の思いです。

そんな中で、小・中学校の万博遠足について、この間相次いで中止する自治体も発生しています。その影響もあってでしょうけれど、大阪府の教育長は、1月30日に開催した教育旅行の来場者輸送に関する検討会で、学校単位で来場を予定しているのは約58万人だと明らかにしています。昨年夏の時点では、約68万人となっていたので、10万人ほど減ったということになります。

お尋ねしますけれども、大阪府下で、どこの自治体が万博遠足に行かないことにしたのか。またそのやめた学校はなぜやめたのか、その理由についても簡単にお示しいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

万博遠足をやめた自治体ということで、万博遠足の実施を見送る決定を行った自治体につきましては、吹田市、交野市、熊取町、島本町、と聞いております。

見送りの理由としましては、混雑による安全面の懸念、教員の下見も4月以降となるなど、十分な事前の対策が難しいなど、不明な情報が多く、児童生徒を安全に引率できないということで見送ったと聞き及んでおります。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、万博遠足をやめた学校の決断の理由、いずれも安全だと思うんですよね。いろんな情報が分からない、先ほど来お聞きしてきましたけれども、いまだに調整中と言われるような、とても安全に引率できないというふうに判断せざるを得ないということやったんやろうなというふうに思います。

遠足の行き先が万博やなかったら、こんなに不安な思いをさせたり、学校現場に負担をかけるということはなかったんちゃうかなというふうに思います。これもしも、万一の事態が発生した場合に、責任を負わされるのは、遠足に行くとした校長やとか、引率に関わった先生方ということになります。これもほんまにひどい話やなというふうに思います。何よりも最優先するのは、子どもたちの安全やと思います。現時点で安全が確認できない以上、万博遠足はやめて、中止したほかの自治体のように、チケットを個別に配布するという手法に切り替える判断をするべきやないかというふうに思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えいたします。

万博につきましては、安全面は本当に最優先だと思っております。また、いのち輝く未来社会のデザインをテーマとする万博であり、最先端の体験や各国のパビリオン見学などを通して、子どもたちが未来社会を体験することができるため、教育的意義が非常に大きいと感じております。

本町につきましては、引率教職員への事前説明や緊急時の対応策の周知を徹底し、先ほどもお伝えしたように、万博協会及び関係機関の安全管理体制を確認しつつ、子どもたちの安全を最優先に考え、緊急時に対応できるよう、いつもより引率教員の人数を増やし、実施可能と判断しております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 子どもたちの安全が最優先やと言うんやったら、学校単位で行くことはやめるべきだというふうに思います。いのち輝くと言いますけれども、いつ爆発が起こるか分からへん現場で、どうやって命が輝くんかと、逆に子どもたちの命を危険にさらすもんやというふうに私は思います。

教育的意義が大きいとおっしゃいますけれども、教育的意義をどうやって見いだせばいいのか、パビリオンがまだ決まってないんでしょう。遠足というのは、教育的意義を考えてどこへ行くかを決めるもんですよ。教育的な獲得目標を決めて。だからそれを獲得するために、どこどこへ行きましょうというふうに決めるわけですよ。パビリオンも決まってへんのに、どうやって教育的意義を見いだすのかと、これは後づけの理由にしかなれへんというふうに私は思います。

そもそも、夢洲の1区というのは万博の会場やなかったんです。危ないからです。立入禁止というふうに指定されてる場所なんですよ。有毒物質がたくさん埋められているからです。そんな場所に子どもらを連れていくというのは、やめるほうがええと私は思います。

この判断は、学校が決めるということに一応のところになってますので、先ほど、発生している様々な有毒ガス、そういったものの状況、数値についても公表されるということですから、また暑さ指数、こういったものも公表されるとされていて、危険な状態である場合は、思い切って中止をすることも含めて、学校にもぜひ決断をしていただきたいというふうに思いますし、教育委員会にもよく考えていただきたいというふうに思います。1点目についてはこの程度にしようと思います。

2点目のシルバー人材センター職員の給与改定について質問いたします。

これまで、岬町シルバー人材センターの不正常な運営を改善させ、シルバー人材センターとしての設置目的を達成し、信頼される組織への改善を求めて、正常化を求める会の皆さんとも連携しながら正常化を求めてきました。

正常化を求める会の皆さんの申入れ、交渉を通じて、運営面で改善されたこともありますが、今回は、シルバー人材センターの職員給与の改定の経過についてお聞きしようと思います。

毎年、岬町からシルバー人材センターへの活動補助金が支出されておりますが、2020年度から年間約130万円引き上げられております。前年と比べて130万円引き上げられたということ言ってるんですけど、その要因は、当時の事務局長の直接雇用化によるものと推測されます。

そこでお尋ねいたします。2022年度、令和で言いますと、令和4年度以前のシルバー人材センターの職員給与の改定はどのように行われてきたのか、お聞きしようと思います。シルバー人材センター内で定めている規定に基づいてお答えください。お願いします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問にお答えさせていただきます。

岬町シルバー人材センター職員の給与に関する規定が定められておりまして、それによりますと、昇給の基準が定められておりまして、職員の昇給は、理事長が定める日に同日1年間におけるその者の勤務成績に応じて行くとされ、昇給させる場合は、その1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、理事長が定める基準に従い決定するものとなっております。

なお、各号給の給料月額につきましては、本町の一般職の職員の給与に関する条例の一般職給

料表別表第1を用いているとのことでございます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 理事長の権限が極めて高い。理事長が決めるんやということになったということが改めてよく分かりました。

現在はどのように定められているのか、お答えいただきたいと思います。規定の見直しはいつ行われたのかも併せてお聞きしようと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げました、岬町シルバー人材センター職員の給与に関する規定につきましては、直近では、令和6年9月20日施行の規定がございます。ただ、こちらの規定につきましては、大きな変更はございませんでして、昨年8月29日に、岬町シルバー人材センター理事会運営規程が定められ、職員及び臨時職員の雇用、給与に関することは、理事会の決定を経なければならないと規定したところと聞いております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 大きな変更はないと言いますが、結構大きい改革をなされたというふうに、私は今聞いて思いました。というのが、2022年度以前は、理事長が1人で昇給について決める権限を握っていたわけですね。それを2024年度の途中からのようですね。理事会の承認を経て理事長が決めるということやね。これは非常に大きな改善やというふうに思いますが、そういう認識はされてないのでしょうか。なんて質問したらちょっと時間もったいないから聞かないけど、私はこれは非常に大きな前進だと思いますよ。理事長の権限のみに基づいて決定できる仕組みだったのが問題だったんじゃないかなというふうに思います。

権限が集中するということは、どんな組織においても不正の温床になり得ます。ですので、この改善は、シルバー人材センター自身が過去の誤りに目を向けて、民主的かつチェック機能を働かせるために見直しを行ったと、集団的な検討を行う機会をきちんとつくっているというふうに私は思います。

それでもうちちょっとお尋ねするんですけど、岬町の職員給与に準じると、別表1というふうにおっしゃいましたが、これは岬町で定めている町の職員のお給料、それがずらっと表になっているわけですが、それに準じるということになっているわけですね。その内容について少しお尋ねいたします。

2020年度からの3年間、岬町の職員給料表では、再任用職員の給与はどのように定められ

ていたか、お答えいただきたいと思います。再任用職員の給与表は、1級から6級というのがあるんですけども、その中の5級の給与月額、一時金、管理職手当が幾らか、お聞きしようと思います。ちなみに5級というのは、岬町の給料表の考え方に準じますと、事務局長という職務に当たる号給になるということでもありますので、5級についてお聞きしようと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

再任用職員で課長級として登用された場合、事務局長の職とおっしゃいましたが、職務の級は5級の、職員の区分でいいますと、再任用職員の給料となるんですけども、それで一般職給料別表第1で示される給料月額につきましては、令和2年で28万9,700円、令和3年では、同じく28万9,700円、令和4年も同額の28万9,700円。賞与の月数につきましては、令和2年で2.35月、令和3年で2.35月、令和4年で2.2月。なお、給料月額及び賞与の月数は、人事院勧告後の額及び月数となっております。

また、管理職手当につきましては、令和2年で2万4,500円、令和3年2万4,500円、令和4年は2万9,750円です。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 数字ばかりでちょっとややこしいですけども、今ご紹介いただいたのは、シルバー人材センターの職員というのは、岬町の職員給与に準じるという定めになっているということですね。ですので、2020年、21年、22年、この期間に事務局長として得る給与は、今お答えいただいた金額でなければならないというふうに私は思うんです。ただ、直接雇用ですので好きにできますわ。好きにできるという言い方は方失礼やな。その当時はまだ、職員の規定について十分な検討が行われてなかったのかもしれませんが、今お聞きした金額よりも、かなり高い給与月額を当時の事務局長は得ていたようであります。私の得ている情報からすると、ということになりますけれども、月額だけ見ても、2022年度は月に2万5,000円以上高いです。2021年度は、6万8,000円以上、2023年度は7万6,000円以上高い月額を受け取っていたようであります。

岬町の職員給与に準じるという決まりはいつから決まったんでしょうか。シルバー人材センターの中で。それはずっと踏襲されてきているものなんですか。お聞きします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほども岬町シルバー人材センター職員の給与に関する規定につきましては、ある一定、シルバー人材センターが会員数も多く、また、岬町としても連携を図る上で事務局長派遣を行った時期から規定されたものだと言っております。

ただ、それ以前につきましては、シルバー人材センターが軌道に乗るまでの間は、そういった岬町の職員の給料に準ずるというふうな取扱いではなくて、当然、シルバー人材センター全体の収入に応じた給料が定められてたと言っております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっとよう分からんのですが、私聞いたので、ちょっともう一回確認しますね。お答えからすると、岬町の職員をシルバー人材センターに派遣するようになった時期から、町で定めている職員給与の条例に準じると規定してたと思うということは、さっき確認させてもらった2020年、21年、22年、この時期も岬町の条例と同じ金額を受け取ることになるという理解でよろしいんですか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げました、岬町シルバー人材センター職員の給与に関する規定につきましては、平成28年4月1日に施行されておりますので、岬町から事務局長として派遣した時期より少し前、平成30年の4月に派遣をしておりますので、それ以前に規定されたものでございます。

ただ、給料表を岬町の職員の条例の別表第1を用いるというようなところは規定には設けられておりますけれども、どの給料表を用いるかどうかにつきましては、シルバー人材センターの裁量の範囲内ではないかというふうに認識をしております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そんなね、給料表を用いるって書いてるけど、その給料表のどこに当てはめるかは勝手ですねんというのは、ちょっとそれは通用しないというふうに私は思います。

岬町の条例に準じるという言葉のとおり運用したとするならば、先ほどお答えいただいた待遇ということに当時なっていたんだろうというふうに思うわけなんです。せやのに、月々何万円も高い、そなん給料表を用いていたか知らんけど、その給料表のどこを用いててんと、再任用職員の皆さんなんかは、月額是非常に低く抑えられているわけです。6級までいったって低いわけですよ。給料表というのは、一般職の職員の給料もありますからね。そっちのここに当てはめようかってしようと思うたらできてしまうわけなんですね。これは私は問題があるというふうに思っています。

特に、先ほど挙げた２０２０年、２１年、２２年、この３年間は、理事長の権限のみに基づいて決定されていた時期でした。理事会の承認は必要とされていなかった。この時期に当時の事務局長の給与や一時金、管理職手当もそうなんですけれども、引き上げられています。これは私はお手盛りやと思われても仕方がないことを行っていたんではないかというふうに思います。また続きは委員会でやります。よろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 持ち時間の１時間が終わりました。

中原 晶君の質問が終わりました。

暫時休憩したいと思います。

異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 再開は、１３時３０分から行います。よろしくお願いいたします。

（午後 ０時２６分 休憩）

（午後 １時３０分 再開）

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

会議に先立ちまして、理事者より、先ほどの中原議員の一般質問の答弁に関して補足説明をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 打先ほどの中原議員のご質問の中で、岬町シルバー人材センターの当時の事務局長に係る給料月額等について、直接雇用される令和２年度以前の平成３０年４月から令和２年３月までの岬町の再任用職員として派遣した期間の給料月額等につきましては、一般職の職員の給与に関する条例に基づき適切に決められていたことを答弁に追加していただきたくお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 理事者におかれましては、今後とも明快な答弁をお願いいたします。

会議を続けます。

次に、早川 良君。

○早川 良議員 早川 良でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

１点目は、本町の人事評価制度について質問します。

２０１６年に地方公務員法が改正されて、全ての公務員に人事評価制度が適用されることが義

務化されました。

そこで、本町職員の人事評価制度の現状と、どのように運用されているのか、回答をよろしくをお願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 早川議員のご質問にお答えします。

地方公務員法の改正により、従来の勤務評定に代え、より客観性、透明性の高い人事評価制度が法律上の制度として導入されたことに伴い、本町においても、人事評価制度の導入を進めてきました。

人事評価の目的としましては、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び達成した実績を把握した上で、勤務成績の評価を行い、職員の資質、能力、執務意欲の向上を図ることを目的としております。人事評価制度は、組織の活性化、人材育成に生かせるものとされております。

現在、本町の人事評価制度は、勤務成績を基準にした評価制度で5段階評価です。勤務成績が極めて良好である職員はA評価、特に良好である職員はB評価、良好である職員はC評価、やや良好でない職員はD評価、良好でない職員はE評価となっており、職員の勤務成績を評価し差をつけ、人事評価成績、賞与や昇給、昇格に反映させることが求められておりますが、制度構に当たり、本町の実情に応じた評価方法の難しさから、全員フラットの標準評価としております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 先ほどの答弁聞くと、要するに岬町は、人事評価制度が義務化されているが、職員一律の評価となっており、実質、個々の職員の人事評価が適正に実施されていないということでしょうか。

これでは、先ほど理事が述べられた人事評価の目的である職員の資質、能力及び実務意欲の向上を図られることはないのではありませんか。形式だけではなく、実質意味のある人事評価制度の早急な構築が必要と考えるが、近隣市町村の現状と、担当理事としてどうお考えか、お聞かせください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 議員の質問にお答えします。

導入当時も新たな人事評価制度を構築し、職員団体とも協議を重ねましたが、上司からの一方的な評価を部下の給与や賞与に直接反映させるのは到底納得できないとのことで、本来の人事評価制度が十分に生かせていない状態になっております。

人事評価制度の最大の目的は、人材育成と組織の活性化だと思います。1年間の人事評価を通じ、職員はそれぞれが課題と目標を認識し、解決し、適正に能力や業績を評価され、組織への貢献度を実感する。その過程で自分の強み、改善点を把握し、次に生かすことで、持っている力を存分に発揮して職場で成長することができます。

また、コミュニケーションによる職場の活性化も大切です。評価者と被評価者の面談など、自然と職場内のコミュニケーションを促進する仕組みとなっております。忙しい中、部下と上司がじっくり話す時間を持つこともなかなか難しいですが、より働きがいのある職場環境実現のため、人事評価制度を使って職場内のコミュニケーションを図る団体も多いです。

限られた人員の中、職員一人一人の力を同じ方向に集結し、組織力を向上させることもまた重要です。部下と上司との間で、今、優先的にすべき目標を確認、共有することで、課員の力を結集し、組織として最大限の力を発揮することも可能となります。

もちろん、職員により求められる能力や態度を意識して行動することで、職員全体のレベルアップにもつながります。

今後は、再度制度検討を重ね、新たな人事評価制度を再構築し、職員団体ともじっくり協議して、組織の活性化、人材育成のためのツールとして有効活用できるよう、人事評価の適切な運用を進めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 今、理事からの答弁を聞くと、担当理事、廣田理事は、人事評価制度の重要性をすごく理解してるなということは理解しました。

ではなぜ、岬町ではこれが機能していないのか。それは先ほど答弁の中で、職員団体との協議が難航し進んでいないとの答弁がありました。その内容が、上司からの一方的な評価を部下の給与や賞与に直接反映させるのは到底納得できないとの意見があるということが分かりました。

しかし、現在、他の市町村で取り組まれている人事評価制度は、先ほど理事が述べられたように、上席との面談を実施し、職員一人一人が課題や目標を明確にし、業務に取り組むことにより、職場への貢献度を高め、職員全体のレベルアップを図っています。

また、しっかり被評価者へのフィードバックをすることにより、達成度や貢献度を明確にし、評価することにより、職員がやりがいを持って働ける環境づくりに取り組んでおられます。評価者がコミュニケーションしっかりと、決して先ほど言われたような一方的な人事評価ではないと考えます。

現状のように、どれだけ頑張っても、逆に言えば頑張らなくても、評価が一律では、組織の活

性化、人材育成、また、職員のモチベーションが保たれることは到底考えられません。適正に人事評価されたものが、勤勉手当や昇給、昇任、昇格、また配置等に反映し、また評価が低く、改善が見られない職員には、分限処分をするなど、全ての職員がやりがいを持って働ける職場環境を整備することが急務と考えます。

第4次集中改革プランの中でも、人事評価制度を導入し、職員の意識改革を図り、職員のやる気を高める人事評価制度を実施すると明記されています。

再度、担当理事に問います。具体的にいつまでに人事評価制度を導入するか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 早川議員のご質問にお答えします。

令和7年度中に新たな人事評価制度を再構築し、職員団体との理解協力を得て、人事評価制度の適切な運用を進めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 再度、もう一回聞きます。今の答弁では、令和7年度中に運用を構築し、職員団体と協議し、いつからの実施を目指すのか、再度問います。回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 早川議員のご質問にお答えします。

令和7年中に、新たな人事評価制度を構築し直して、令和8年4月1日から施行できるような形で考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 ありがとうございます。今、廣田理事より、令和8年4月より導入に向けて取り組むということが明確に発言いただきました。

この人事評価は、評価する管理職の人事評価制度の理解が物すごく重要です。これが公平にされるようにしっかり教育されるというのも重要ですので、この期間、令和7年度中に構築していただき、令和8年4月に向けて実施されるように、教育のほうもよろしくをお願いします。

続きまして、ペット同行避難について質問したいと思います。

ペット同行避難について、この件は、令和5年9月議会の一般質問で、危機管理監より、住民が安心して一般指定避難所へ避難できるように、ペット同行避難を受け入れる方向で取り組みたい。また、動物が苦手な方や動物アレルギーを持っている方との共同生活を送ることになるため、避難所運用マニュアルの整備に向けても取り組みますと、ペット同行避難に向けて大変心強い回

答をいただきました。

後の議員全員協議会の場合でも、進捗状況を問うと、ペット同行避難マニュアルは既に完成しているとの回答がありました。しかし、一向に住民さんへの周知がされていない状況です。

現在の進捗状況はどうなっているのか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまの早川議員のご質問についてお答えさせていただきます。

令和5年9月議会及び令和6年6月議会におきまして、早川議員からご質問いただきましたペット同行避難の行動の規範となるマニュアル作成につきましては、完成した旨、報告、回答しておりましたが、現時点では、災害発生時に避難するまでの行動の規範までができています。

ペットを避難させる場所や避難時の動線の確定につきましては、受入先となる避難施設の管理者と調整を継続しているところでございます。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 今、危機管理監から回答があった、マニュアルはできているが、避難経路の動線だけで、肝腎の避難所でのペットの避難場所であるとか、そういった細かい内容が協議中ということによろしいですかね、危機管理監。

このペット同行避難マニュアルというのは、一番難しいのがそこなんです。いかに避難所で住民さん、当然、家族と同様と思ってペットを連れてくる方、また、ペットのアレルギーがある方、動線が非常に難しい。そこで、区分割ですよ。区分割をしっかりと決めるのが難しいです。そこがまだ協議中だと。でも一番難しいことを今協議中という段階では、かなりスピードが遅いと思います。一体、今、どこまでその協議が進んでいるのかお聞かせください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

現在、昨年度想定しておりました避難場所から、新たにお申出をいただきまして、新しい避難施設として協議しているところがございますので、こちらのほうと改めて協議を追加しているところでございます。

つきましては、1月に一度、会合を開かせていただきまして、場所であるとか、ルートについて相談させていただいたところでございます。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 今の危機管理監の回答はちょっと分かりかねるんですけども、新たな場所が追加

されたということですかね。以前、話ししてた各地区の一般指定避難場所、これは恐らく各小学校、中学校になると思うんですけども、その場所でのペットの区分割とか、そういう場所の配置とかは、実際、以前は今日、事務局の話までも、学校側と協議せなあかん、そこが問題や、難しいという話を聞いてたんですけども、実際に足を運ばれて学校関係者と協議しているのか、教育委員会とか協議しているのか、そこを聞きたいんですけども、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまの質問にお答えいたします。

そちらの件につきましては、実際に学校の場所に訪れて、この場所を確保させてほしいというところまでは確定しておりません。お話のほうは会議の中でさせていただいたところです。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 ちょっと今の回答では話が前に進まないんですけども、話の場では出てるけども、実際に足を運んでいないということで、危機管理部門から、学校で具体的に動線を考えて、どの場所で動物の避難場所を指定したいとか、そういう話まで進んでるんですか。ただ単に、学校内でペット同行避難をつくりたいと、そこまでの話しかしていないのか。回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

実際にペットの避難場所であるとか、動線につきましては、現地のほうでは細かい詰めのほうはしておりません。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 これはやり取りしても前に進まないかなと思います。言ってるのは、危機管理部門として、学校のどの場所に動物を置いてもいいか、どこを指定してしっかり話を進めてるかっちゅうのを聞いているんですよね。それは進んでないんですね。結構です。

泉南市は令和5年3月に泉南市ペット同行避難マニュアルを策定しています。これを見たことはありますか、管理監。ありますか。これは、先ほど言われた、泉南市にはペット同行避難所が指定されていまして、中学校4か所、小学校10か所、民間1か所、これはお寺の境内にあるんですけども、その計15か所がペット同行避難として指定されています。これは一般の方も避難する第一次避難所です。誰もが行く避難所です。このマニュアルの中に、先ほど言われた動線、災害が起こったときにペットを同行して避難する、先ほどの経路のところのマニュアルをしっかりとつくっています。そこから各小学校、中学校、一般の民間、そこは細かく、各小学校別にどの建物ではどの場所が動物の避難する場所としっかり明記されています。これはやっぱり、各部署、

危機管理が先頭に立って、学校としっかり打ち合わせして進めてきたたまものやと思います。やはり岬町危機管理もしっかり認識を持って取り組むべきだと思います。

ペット同行避難マニュアルが去年できたとは聞いて、そこまでできてるもんやと理解しておりました。これが一向に市民の方に周知されない、それは当然ですよ。はっきり言って、これはまだできているというよりも、1割、2割。肝腎なところできていない。これはもう早急に進めていただきたいなと思います。

何度も言います。ペット同行避難を含むマニュアル整備というのは、災害時に避難所を運営する職員の方にとっても、現場で混乱しないためにも、早急に必要なマニュアルだと思います。

もう一度、危機管理監、今進んでいないのが分かりました。でもこれは必要だと思います。必ず早期に実現に向けて進めていっていただきたいなと思います。これは強く要望して、今回は終わりたいと思います。

続きまして、岬町行財政集中計画について質問させていただきます。

職員の定員、給料の適正化については、先日、全員協議会で質問させていただいたときに、岬町は他の自治体よりも職員数が多いので、適正な配置を進めるとの発言があった。しかしそれは、単純な人口割で出された比較なのか、また公共施設等も加味されたものなのか、比較した数値などがあれば回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 早川議員のご質問にご答弁させていただきます。

先日の全員協議会での本町の職員数の答弁につきましては、令和5年4月1日現在の総務省におけます類似団体別職員数の状況による調査の数値を基に答弁させていただきました。

その調査におきましては、人口1万人当たりの職員数が示されておりまして、本町を除く府内市町村の状況を見ますと、普通会計部門では、本町が人口1万人当たりの職員数が109.51人であるのに対し、府内町村の平均は82.38人となっており、人口1万人当たりの職員数は本町が約27人多いということになっております。

なお、会計年度任用職員につきましては、令和7年度当初予算上の実雇員人数、早朝延長保育や保育士、学童保育指導員、用務員など、短時間雇用も含めた人数となりますが、228人となっております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 先ほどの回答からすると、単純な人口割で出された職員数ということですよ。しかし、必要な職員数は、運営をする公共施設の数によって大きく変わってくるのではないでし

ようか。先ほど言われました総務省の類似団体職数の状況で、岬町と同じ類型町村Ⅲ－２に分類されている太子町、河南町の人口１万人当たりの職員数は７８．７１人、また８１．３６人と、岬町と比較すると確かに職員数は少ないんですが、管轄する面積や公共施設の数なども大きく違い、単純な比較での人員の削減は測れないのではないかと考えます。

先ほどの坂原議員からの一般質問にあったように、通常業務でも休息を計画的に取れない部署や窓口対応しながら休息している部署などもあると聞く中、会計年度任用職員や新規採用職員の抑制を図ると住民サービスの低下にならないのか。また、新規採用を抑制することにより、就職氷河期で空白の世代が生まれたように、雇用の年齢体系に歪が生じ、年代により管理職になるべき世代が抜けるなど、問題が生じないのか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 早川議員のご質問にご答弁させていただきます。

今後の職員採用に関しましては、厳しい財政状況を考慮し、再任用職員の任期満了の離職に合わせた採用とする新たな定員管理計画を策定中ということになっております。

採用年度に関しましては、空白の年代が生じないよう、採用人数を均等化し、年齢要件も広げて、優秀な人材を確保をする方針となっております。年齢体系に偏りがないよう努めてまいります。

また、ご指摘のように、窓口業務のある部署では、昼休憩も窓口対応が求められる部署もありますし、繁忙期には休息も取らずに資料作成に集中する職員もおります。窓口業務のある部署に関しましては、シフト制を徹底し、計画的に昼時間を確保し、リフレッシュに努めていただきたいと考えております。

今後は、定期的に事務量調査を行うことで、事務量と職員の配置数等の検証を行い、職員の健康管理と併せまして、住民サービスの低下につながらないよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 定員管理計画を策定中とのことですが、事務量調査の結果や職員が抱える業務上の課題をヒアリングし、職員の声を反映した適正な人事配置を実施し、人員削減の影響により住民サービスの低下を招くことがないよう、強く要望します。

続いて、デジタル化の推進により効果額が出ているとの試算ですが、実際どのように経費削減が図られているのか、回答をよろしくをお願いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 早川議員のご質問にご答弁させていただきます。

デジタル化の推進の効果額につきましては、令和6年度から電子決裁システムの運用開始に伴うペーパーレス化、用紙代、コピー代の削減などによるもので、令和5年度の決算額とシステム導入後の令和6年度の上半期の実績額より算出したもので、効果額につきましては、令和6年度から令和10年度までの各年度100万円を見込んでおります。

加えて、令和7年度からの会議録作成システムの導入に伴う反訳委託料の削減額を効果額とし、令和7年度以降の各年度で50万円の効果額を見込んでおります。

先月25日の全員協議会でご説明いたしました第4次集中改革プラン素案では、今申し上げた取組を改革項目に盛り込んでおりますが、デジタル化の推進につきましては、第4次集中改革プラン策定に係る基本方針の一つとして、DXを生かした行財政運営を掲げており、既に住民票等のコンビニ交付の開始や書かない窓口の導入などに取り組んでおりますが、引き続き、デジタルの力を生かし、住民サービスの利便性の向上とともに事務事業の効率化を図ってまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 説明ありがとうございます。

今の説明では、デジタル化により経費削減の効果が出ているのは、委託料や消耗品だけですが、本来、機械化やデジタル化と聞くと、今まで人が時間をかけていた業務が効率化し、人件費の抑制につながると考えるのですが、そういった効果額は今後出ないのか、答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 早川議員のご質問にご答弁させていただきます。

現時点での集中改革プラン素案でのデジタル化の推進に関しましての改革効果額を伴う取組としましては、先ほどご説明した取組ということになりますが、デジタル化の推進につきましては、住民サービスの利便性の向上につながるとともに、人件費をはじめ、内部管理経費の削減に資する取組で、今後、限られた行政資源の中で、持続可能な行政サービスを提供するために非常に重要な取組であると考えております。

今後につきましても、より一層デジタルの技術を活用し、行政手続のデジタル化やAI、RPAなどによる業務改革などによりまして、事務の効率化、合理化を図ってまいりたいと考えております。そして、改革効果をもたらす改革取組として定まった場合には、今後、集中改革プランの改革効果に関する取組として追加をしていきたいというふうに考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 ありがとうございます。デジタル化の推進により住民サービスのさらなる利便性等の向上、人件費をはじめ、管理経費の経費削減に今後とも取り組んでいただきたいと思います。

それでは最後に、管理職手当のカットの実施についてお聞きします。

管理職手当のカットの実施については、管理職は部・課のリーダーであり、モチベーション低下は職員全体の士気にもつながると考えます。一般企業においても管理職に魅力を感じず、希望する者が少なくなっていると言われていた中、容易にカットすべきではなく、管理職を目指そうとする職場環境に向けて改革すべきである。公共施設の見直しなど、先に取り組むべき案件がもっとあるのではないかと。これについて町長に答弁を求めます。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 早川議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどから、言わば職員の問題等についていろいろご指摘をいただいて、本当に心苦しく思っておりますけれども、やはり行政改革をやっていくときには、自らが身を切っていく、その姿勢がなかったら、恐らく私は改革はしにくいと、なかなか難しいというふうに思っております。

今回も他町村の定数管理を見ますと、部長はもちろん、議員おっしゃるとおり、地理的条件も違います。そういったいろいろな条件も違う中でも、やはり職員の数は多いということになって、しかしそんな中でも、岬町としては必要な人員であるなどというふうに理解はしておりますけれども、デジタル化が進むにつれても、一気に、それが好転して、職員の削減ができるかという、そこまではいってない。いまだ道半ばでありますので、デジタル化が80%を進んだ場合は、恐らく定数削減等も検討できるのかなと思っております。

まず、我々公務員は、住民の地域の生活を守っていく、そのための福祉の推進に努力をするというのが公務員としての使命だと私は思っております。そんな中で、税金がどんどん落ち込む中で、言わば人件費がまた膨大してくる。現在は、税金をはるかに上回ってきている状況の中で、どうしてもやっぱり人件費の削減ということは大事なものの、改革をやっていくには必要な条件でありますけれども、せっかく今まで職員の方が苦勞に苦勞を、我慢に我慢をしてきた職員の3%カットも、2%自主カットも、ようやく元に戻しことができた。そして、管理職手当も30%カットしてあったのを、ようやくそれも元へ戻してきた。そういった状況考えると、議員おっしゃるように、管理職手当をカットするのはおかしいじゃないかと、士気が低下するのちゃうかということ、もう全くそのとおりだと思っております。

しかし今回、やはり思い切った行財政改革プランを基に改革をしないと、なかなか岬町の財

政の立て直しというのは難しい状況にあります。それはなぜかと申しますと、先日のご質問の中でも答弁させていただきましたけれども、次から次へと新たな事業が増えてくる。そんな状況の中で、それを追い越せ、追いつけではないんですけれども、そういった中で、やっぱりいろんな多種多様な事業に追われてきて、どうしても人件費の増大、また、残業が多いやないかということもありますけれども、そういった残業しなければ仕事に追いつけない状況もあるのかなと思っております。

今回、管理職の手当をカットしたことについては、私はもろ手を挙げて賛成はしておりません。これには財政部局との議論を重ねた上で、やはりトップ自ら、私自らがやはり身を切る改革をやっつけよう、その中で管理職も職場で頑張っていかなないと、この行政改革プランが達成できないということになれば、やっぱりしっかり管理職と特別職が一丸となって、改革に一生懸命頑張っていこうという思いで、今回の管理職手当の一部カットをお願いした次第でございます。

議員おっしゃるように、士気が低下しないように、そういった組織の強化ができるように頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたい。ご理解賜りたいと思います。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 先ほど町長より、管理職手当、身を切る改革。特別職はカットされています。ただ、特別職と管理職はまた別のものだと思います。財政難の対策として、手当をカットすることは、短期的な解決策にすぎず、抜本的というか、根本的な解決につながらないと私は考えております。長期的に効率化や新たな収入源の確保、また、公共施設の見直しなど、より持続的な方法をもっと模索すべきだと思います。

最後に再度言いますが、管理職手当のカットは管理職のモチベーションの低下やまた人材の流出のリスク、組織全体のパフォーマンスの低下を招くおそれがあります。安易に実施しないよう要望し、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○竹原伸晃議長 早川良君の質問が終わりました。

次に、谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ご指名をいただきました谷地泰平です。議長より許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問では、「認定こども園設置の早期実現を」「公園再編整備について」「南海トラフ巨大地震に備えた庁舎整備を」の3点について質問をさせていただきます。

まず一つ目の質問です。

一つ目は、「認定こども園設置の早期実現を」です。

私は、先日の令和6年12月議会において、慢性的な保育士不足や待機児童問題の解消、さらには令和8年4月から本格実施する予定であるこども誰でも通園制度といった多様化する保育ニーズに対応するためにも、早急に淡輪幼稚園と淡輪保育所を統合し、認定こども園を設置すべきと訴えました。

また、待機児童については、10月時点には0歳児6名でしたが、昨日の谷崎議員の会派代表質問によると、さらに1歳児が1名増え、合計7名となっており、さらに深刻さが増していることが明らかになりました。

この件について、12月議会では、松井部長より、認定こども園の設置については、淡輪幼稚園のあり方検討委員会において、認定こども園の議論に発展していった場合には、その中で議論していきたいとの答弁をいただいております。そんな中、2月7日に淡輪幼稚園のあり方検討委員会が開催されましたが、検討結果はどうなりましたでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

先日、2月7日午後6時より、淡輪幼稚園において第3回岬町淡輪幼稚園のあり方検討委員会を開催いたしました。内容につきましては、昨年度からの振り返りや淡輪幼稚園の現状と改善点等、課題の報告をさせていただき、現状の幼稚園の課題を整理し、周知やアピールの仕方などのご意見をいただき、また幼稚園でなければならないこと、幼稚園と保育所の違いなどの議論を行いました。

教育委員会といたしましては、幼稚園運営の教育の基盤が整っていないと認定こども園の移行は難しいことや、今は先に幼児教育の提供に専念し、園の魅力を高め、幼児教育の質の向上が必要であると考えているところであり、引き続き、委員の皆様と議論を重ね、検討を続けていきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 検討結果について、今、ご答弁いただきましたけれども、一番大事な点を回答いただいていないと思います。それは何かというと、淡輪幼稚園のあり方検討委員会の委員長から、園児数が極めて少ない点から、認定こども園への移行を検討する時期が来たのではないかとこの意見があったはずで、この委員長の意見を踏まえて、ほかの委員より、幼稚園でなければならないことは何なのかと質問があり、淡輪幼稚園園長、そして淡輪保育所の所長、学識経験者よりそ

れぞれ回答いただいたはずです。

改めてお聞きします。保育所や認定こども園ではできなくて、公立幼稚園にしかできないことは何でしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

公立幼稚園は教育委員会の所属であり、小学校との連携を密に行いながら教育を進めております。保育所や認定こども園においても、幼児教育は可能ではありますが、公立幼稚園は教育を主軸とした環境で運営されており、小学校教育との接続を強く意識したカリキュラムが組まれています。淡輪幼稚園では、小学1年生入学時から見られる子どもたちの課題を、小学校と連携し、子どもたちが将来にわたって自らの力で生き抜くための基盤を育むことを目指し、未来に向かう力、いわゆる非認知能力を重視したカリキュラムを取り組んでおります。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁だと、それは淡輪幼稚園で現在取り組んでいるその取組を説明であり、これは幼稚園でしかできないことの回答とは少しずれてると思うんです。淡輪幼稚園のあり方検討委員会、このときに淡輪幼稚園の園長、そして淡輪保育所の所長がどのように回答されたか。それは、幼稚園でしかできないこと、これについては正直回答は難しい。今は幼稚園も保育所もほとんど差がなくなっている、こういった形の回答をされたんです。

幼稚園と保育所の現場のトップの方がこのような回答されたんです。先ほど次長も、保育所や認定こども園でも幼児教育は可能と答弁されました。幼稚園と保育所でほとんど差がないということは、淡輪幼稚園と淡輪保育所を統合して認定こども園にしても大丈夫ということの意味しているのではないのでしょうか。しかも、その話のきっかけとして、委員長が認定こども園の移行を検討する時期が来たのではないかとやっているんです。これは12月議会で松井部長が答弁している認定こども園の議論に発展した場合という状況に値するのではないのでしょうか。それでも岬町が淡輪幼稚園を公立幼稚園という形での存続にこだわる理由は何でしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、淡輪幼稚園では、淡輪幼稚園における幼稚園体制の構築、地域に根差した子育て支援の充実、さらなる幼児教育カリキュラムの構築を軸として、幼稚園運営の体制づくりに努めているところであります。

存続にこだわっていることではなく、今の段階で公立幼稚園として取り組むべき課題があります。幼稚園教育と小学校教育の接続をはじめ、保育所と幼稚園の連携、幼稚園と小学校の連携、地域との連携など、多様な場の環境づくりに努めるためにも、教職員の継続的な専門性の向上を図ることが重要と考えます。子どもたちにとって最適な教育環境を提供できるよう、教職員の資質向上に努めているところでございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によると、存続にこだわっているのではなく、今の段階で公立幼稚園として取り組むべき課題があるとのことですが、公立幼稚園という形で課題に取り組む時期は既に過ぎていると思います。4月に3名入園があるといっても、園児数は全部で6名です。委員長がおっしゃったとおり、認定こども園への移行を検討する時期が来ていると思います。むしろ遅いぐらいです。

令和5年6月議会や先日の12月議会でも説明させていただきましたし、皆さんもご存じのとおり、全国的に公立幼稚園は減少し、逆に認定こども園は増え続けています。大阪府も決して例外ではありません。文科省が実施している学校基本調査によると、大阪府の公立幼稚園は、179園ありますが、その中で淡輪幼稚園は園児数が一番少ないです。それどころか、園児数が1桁の園は淡輪幼稚園しかありません。しかも、近畿圏内においても、園児数が一桁の園というのは10園もなかったと思います。

幼児教育・保育の無償化、少子化、共働き家庭の増加といった社会状況の中、公立幼稚園の園児数減少は避けられないです。認定こども園への移行をいつ行うかだけだと思います。

また、泉大津市では、泉大津市就学前施設再編基本計画、こういったものを策定しており、こちらにおいて、子どもにとって望ましい集団規模で教育・保育を受けられるようにするために、園児募集停止基準、廃園の基準といった2つの基準を設けています。園児募集停止基準では、3歳児の入園希望が2年連続10人未満で、かつ在園予定園児数が40人未満となる園は、翌年度における募集分から新入園児の募集を停止する。ただし、3歳児の入園希望者が6人未満となった場合は、当該年度の新入園児募集を停止としており、廃園の基準では、翌年度に在園地が0人となる園については、翌年度の廃園の手続きを行うことができるとしています。また、先ほど述べたとおり、この2つの基準は、子どもにとって望ましい集団規模で教育・保育を受けられるようにするためです。全国では、ほかにも同様の基準を設けている自治体があります。

そしてこの基本計画では、集団の育ちの保障ということも記載されています。こういった内容かということ、少し長いんですが、就学前教育・保育では、遊びを通して人や物との関わりを深め

ながら、社会性やコミュニケーション能力を身につけることが大切です。そのためには、一定の規模を有する集団が必要とされています。園児数が少ない園では、人間関係や遊びの広がりといった面で共感したり、思いを伝え合ったりするような子ども同士が交流する経験が乏しくなることが懸念され、集団の規模が大きくない小学校への進学に対する不安が指摘されます。適正規模の集団を確保することが、子ども同士の関わりの中で自然に遊びの集団が形成され、子ども同士の触れ合いも活発になるなど、幼児の人間関係が多様になり、様々な体験や葛藤経験が得られることで、協働性や規範意識の芽生えなど、社会性が培われていくことになります。また、新幼稚園教育要領では、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、自立性、協働性、道徳性、規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、言葉による伝え合い、豊かな感受性と表現など、10の姿を明確にし、就学前教育の学びの成果が小学校と共有される工夫・改善が行われようとしていますと、このように記載されています。本当にそのとおりだと思います。

子どもたちに社会性やコミュニケーション能力といった社会の中で生きる力を身につけさせるためにも、集団生活の環境、つまり集団の育ちの保障をしてあげるべきだと思います。そのためにも、淡輪幼稚園と淡輪保育所を統合し、早急に認定こども園へ移行すべきだと思います。

こういった点を踏まえお伺いいたします。岬町が目指す幼児教育・保育環境とはどんな形でしょうか。そしてそれはどのように実現していくのでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

これからの学校には、多様な人々と協働しながら、様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるようにすることが求められていると学習指導要領前文に記載されております。先ほどもお伝えしたように、小学1年生入学時からの子どもの課題を見受けられることから、就学前の教育が重要な役割であり、小学校と連携し、子どもたちが将来にわたって自らの力で生き抜くための基礎を育むことを目指しています。

議員おっしゃるとおり、10の姿が生きる力、そういったことを目指しております。そのためにも最新の教育・保育方法取り入れながら、教職員の資質向上の研修を充実させ、子どもたちが健やかに成長し、保護者や地域とともに安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 岬町が目指す教育環境、保育環境、それは子どもたちが将来にわたって自らの力で生き抜くための基礎を育むこととのことでした。それは確かに答弁いただいたとおり、最新の教育・保育方法や教職員の資質向上など、これも大事です。しかし、いくら最新の教育・保育方

法や教職員の資質向上を図ったとしても、今のままでは子どもたちに集団生活を経験させることができません。岬町の目指す教育環境、保育環境である子どもたちが将来にわたって自らの力で生き抜くための基礎を育むこと、これを実現するには集団生活が必要不可欠だと思います。

そしてそのために、岬町がすべきことは、淡輪幼稚園を公立幼稚園のまま存続させるのではなく、集団の育ちを保障するためにも、早急に淡輪幼稚園と淡輪保育所を統合し、認定こども園を設置することだと思います。

最後に、令和5年2月10日から3月8日に実施された淡輪幼稚園のあり方についてのアンケート結果についてお伺いしたいと思います。アンケート結果の概要と、これを踏まえて出された町の考え方について回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

アンケート調査の目的といたしましては、少子化に加え、共働き家庭の増加や核家族化の進行に伴う保育施設を希望とする家庭の増加などにより、入園児が著しく減少していることから、今後の町立淡輪幼稚園のあり方について検討を行うため、令和5年2月10日から3月8日にかけて実施いたしました。

17日間の調査期間ではありましたが、212件の多くのご意見をいただきました。寄せられたご意見を居住別、年齢別に見てみますと、淡輪地区及び望海坂の30代から40代の意見が最も多く、利用する子育て世代に関心があると推測されます。深日地区、多奈川地区につきましては、50代から60代のご意見が最も多く、孝子地区については、30代から40代と70代以上の双方の比率が最も多く見られました。全体的に3世代世帯が公立幼稚園のあり方に関心があると推測できました。どの年代につきましても、存続（こども園を含む）を希望する回答が多く、特に30代以上では全体の半数を占めておりました。廃止、休園の意見では、50代、60代の方の回答が29%となっており、そのほかの意見につきましては、10代から40代の方の2割を超えており、子育て世帯の方々が幼稚園の在り方について興味を示していることがうかがえました。

当時の町の考え方といたしましては、淡輪幼稚園は長い歴史の中で幼児教育の核として運営してきました。幼児期の教育は小学校の準備ではなく、土台であることを念頭に、公立幼稚園のよさを踏まえた新たな魅力ある幼稚園に向け、皆様のご意見を参考に、保育時間や保育内容などを見詰め直し、淡輪幼稚園のあり方検討委員会で新たな幼稚園運営に向けて検討していくとし、現在、議論しているところでございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 細かい説明をありがとうございます。

このアンケート結果、これを行った後に町としては、淡輪幼稚園を公立幼稚園として、保育内容、時間数であったりとか、様々な今の仕組みというところを見直して、現在に至っているという状況かと思うんですけれども、私はこのアンケート結果に少し疑問を持っています。先日1月30日に全てのアンケートを提出するよう資料請求を行いました。その資料が1か月以上たって、ようやく昨日の夕方に提出されたので、急いで全てのアンケートに目を通して集計してみました。本来であれば、今回一般質問でその集計結果を資料にまとめてお示ししたかったのですが、残念なことに、資料提出期限が先週金曜日であり間に合いませんでしたので、口頭でお伝えしたいと思います。

まず、先ほど答弁にあったとおり、行政から示されたアンケート調査の結果、これは岬町のホームページでも公表されておりますが、淡輪幼稚園のあり方についての住民の意見を存続（こども園含む）そして、廃止・休園、その他、この3つに分類して集計しています。そして年齢別のクロス集計を行い、その結果の一つとして、どの年代でも存続（こども園を含む）の回答が多いとしています。お分かりのとおり、存続という形に認定こども園移行も一緒に含まれてしまっているんです。本来であれば、公立幼稚園としてそのまま存続するのか、それとも保育所と統合して認定こども園に移行するのかは全く異なる方向性であるため、一緒にすべきではないと思います。正直、なぜこのような集計のやり方をしたのか理解できません。思いたくないんですけれども、最初から公立幼稚園のままでの存続ありきで集計された、こういった形にも見てとれます。

そこで、私のほうで集計し直してみました。あくまでもこれは自由記述なので、文章を読み取っての分類ということになりますので、その読み取り方、分類する人によって多少の数の違いというのがあります。しかし、認定こども園の移行については、ほとんどの方が明確に意向を記載されておりますので、それほど間違った数ではないと思います。なお、年齢の情報は資料請求の資料に記載されていなかったもので、そのクロス集計はできておりません。ちなみにアンケートの回答総数は、答弁いただいたとおり212件ありました。

まず、公立幼稚園のままでの存続を望む意見、これが13件、そして認定こども園への移行を望む意見、これが88件、そして廃園・休園、こういった意見が47件、そしてその他として、自由記述なので、インターナショナルスクールであったりとか、保育所を全て統合したほうがいいとか、あとは具体的な方向性についての回答がなかったりとか、あとは未記入だったりとか、上

の3つに分類できない回答が64件。これらの結果から分かるとおり、多くの方が認定こども園の移行を望んでいますし、逆に、公立幼稚園のまま存続するのを望んでいる方はそれほど多くないです。これに比べると。また、回答は自由記述なので、本当に多くの方がこの淡輪幼稚園のあり方について真剣に考えて回答されていることが分かりました。長文でびっしり回答されている方もいます。中には、なぜこんな状態になるまで行政はこの問題を放置してきたんだ。対応が遅過ぎるという厳しい意見もたくさんありました。また、これは個人のアンケートなので詳細については控えたいと思うんですけども、子どもが回答してるものもあります。

このアンケートについて、教育長、そして町長は全て読まれましたでしょうか。自席で結構なので。読んでますか。町長は読まれてますかね。読んでます。はい。

このアンケート以外にも、認定こども園への移行を望む声は行政にもたくさん届いているはずですが。それなのに、いまだに認定こども園の移行については検討がされず、淡輪幼稚園のあり方検討委員会も年にたった1回開催されただけです。住民の意見を真摯に受け止め、住民の思いと真剣に向き合っているようには思えません。この件について、教育長、そして町長の考えをそれぞれお答え願います。

○竹原伸晃議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 お答えいたします。

先ほど、過日行われた検討委員会の中で、委員長の発言云々、ご披露いただきましたけれども、委員長はそういう発言をされたということと、それとあとほかの方では、今やっております3つの柱をさらに充実させて、しばらくこの体制で、どういう地域のニーズがあるのか探っていただきたいという話であったり、いろんな地域の関わりとか、園の関わりとか、そういう働きかけがあったからこそ、小学校で過ごす土台もできたというようなお話もあったかと思います。

先ほど、教育次長のほうから答弁申し上げましたように、存続にこだわっているのではなくて、まず幼稚園が果たすべき役割として、今後、その保育の内容であるとか、そういうものを充実させて、その方向性を探っていきたいというところで考えているところでございます。

先ほど申しましたように、存続にこだわっているのではなくて、まずやれることをまずやっているというところをご理解いただければなというふうに思います。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷地議員の質問にお答えいたします。これについては、私は通告を受けていませんけれども、取りあえずご指名ですので答弁させていただきます。

先ほど、教育次長が説明したように、幼稚園の問題については、これは教育委員会ですので、

あえて私が答えるべきじゃないと思いますけども、保育所との絡みがあつてこども園の問題をおっしゃっていますので、その中でひょっとしたら幼稚園の問題に入るかも分かりませんが、その点のご容赦をお願いしたいと思います。

まず、以前から申し上げておりますとおり、私たちの町は4つの地域が重なり合って合併をして、そして岬町という町名がついたと、このことはもうご承知だと思います。そんな中で、各地域に学校もあり、歴史もあり、そういった文化も持っております。そういったものを一括に集合するということは非常に難しいところがあつて、今までやっぱり地域性を考えた中で、学校の存続、幼稚園の存続、保育所の存続ということも含めて、先人の皆さん方もいろいろ苦慮されてきたと思います。

ここへ来て、こども園の問題が出て、淡輪幼稚園と淡輪保育所をこども園にしたらいけないかというご意見、これはごもつとものご意見だと思っております。しかし、じゃあ、深日、多奈川についてはどうするのか、その辺を含めて検討しないと、こども園というのは、しっかりと住民の理解、また保護者の理解を得ることはできないのではないかなど。幼稚園の問題については、これは1園しかございませんので、公立を廃止するか、例えば、私立のほうへ移行してしまうか、また、存続をするとしたら、こども園としてやっていくかということをおっしゃっていますけれども、教育次長が先ほど答弁した中で、やはり幼稚園と保育所の違いを説明しています。そんな中で、学校教育としての一つの基礎を身につけるための幼稚園、また、一時的に子どもを預けるための保育所、その違いは大きくあると私は思っています。その中で、認定こども園をやるとしたら、やはり深日、多奈川の保護者の皆さんにも声をかけて、一緒に物事は考えていく必要があると思います。右から左へ物を動かすわけには、これはいけないと思っております。もちろん財政的な問題もありますし、これからの管理運営の問題もいろいろあります。ですから、ただ単なるアンケートだけで行政が判断できるものではないということだけはご理解いただきたい。その中で、我々はアンケートに基づいて、大阪府なり、国と十分知恵を借りながら、今後、こども園にするなら、こども園としてのそういった協議を十分重ねた上で、地域の理解、また保護者の理解、住民の理解を得る必要があると思っておりますので、何も今までほったらかしにしてきたわけでも何でもありません。このことだけ申し上げておきますので、ご理解賜りたいと思います。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 教育長、そして町長のお考えを今お聞きしました。

町長もおっしゃるとおり、確かに岬町は4つの地域がある。それぞれ考えなきゃいけない、こ

れは大事なことだと私も思います。しかし、この淡輪幼稚園と淡輪保育所の問題、これは多くの住民の方からもいろいろ声が行っていると思います。今、私が質問させてもらった中にもあったとおり、これは集団生活の保障、そういったところの観点もあるので、ここは、じゃあ淡輪と深日と多奈川、全ての答えが一気に出るかといったら、これは出ないと思うんです。今起きているのは淡輪幼稚園、淡輪保育所、この問題というところをまずは先に取り組む。その後、じゃあ深日、多奈川についても検討をする、そういった順序でやってもできることじゃないかと思うんです。

それと、幼稚園と保育所の違い、これについては、まだ誰も明確に違いというところを説明できてないと思うんです。これは淡輪幼稚園あり方検討委員会でも、幼稚園の園長、淡輪保育所の所長、そういった方でも、今はそれほど大きな違いはない、回答は難しいとなってるんです。全国でこれだけ認定こども園への移行が進んでいる、そういった中で、今、この問題は早急に進めるべきだと私は考えます。

何度も言いますが、淡輪幼稚園のあり方検討委員会においても、認定こども園の議論に発展しました。とくに認定こども園の設置を検討する時期が来てるんだと思います。岬町の子どものことを真剣に考えるのであれば、その子どもたちに本当に必要となる生きる力、これを身につけさせるためにも、私は早急に認定こども園の設置を進めるよう、これは強く要望したいと思います。

次に、時間も大分なくなってきたので、2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目は、「公園再編整備について」です。

岬町には全部で51か所の児童遊園があり、147個の遊具が設置されています。しかし、管理が十分にできておらず、草が生い茂っていたり、狭かったり、遊具が少なかったり、老朽化が激しくて危なかったりなど、多くの課題を抱えており、あまり利用されていない状況です。

その一方、子育て世代からは、子どもを安心して遊ばせられる場所がない、高齢者の方からは、公園に健康器具を設置してほしい、そして自治区からは、高齢化により草刈りなどの管理が難しいといった様々な声を聞いており、令和4年3月議会、そして令和5年6月議会でこの公園再編整備について訴えてきました。さらには、令和6年9月議会では、公園再編整備を進めるに当たって、大人だけでなく、子どもの意見を聞くべきと訴えました。その後、令和6年12月に、岬町児童遊園再編等基本方針が示されました。住民の思いが届き、公園再編整備がようやく前に進んだととてもうれしく思いました。これについては、担当課をはじめ、職員の皆さんに本当にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そこで、まずはこの岬町児童遊園再編等基本方針、こちらの内容について確認をしたいと思います。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

岬町児童遊園再編等基本方針を定めるに当たり、令和5年1月に実施しました児童遊園の今後のあり方についてのアンケート調査や、第3期みさき子どもとおとなも輝くプラン策定時に実施した岬町子ども・子育てに関するアンケート調査において、遊具の更新や公園の充実を望む声が寄せられました。しかしながら、財政的に厳しい本町では、全ての公園の遊具等を充実させることは困難であり、草刈りや枝払いなどの維持管理にとどまっているところでございます。このような状況により、公園の配置の整理や機能の集約を行っていく必要があると考え、岬町児童遊園再編等基本方針を定めたところでございます。

再編の基本的な考え方については、1、集約化。2、複合化。3、転用。4、廃止の4つの考え方を基に、集約化は、同じ地区に複数存在している同種の児童遊園の統合。複合化は、様々な年代の利用者が使いやすい公園へ再編。転用は、児童遊園としてではなく、他の用途の施設として活用。廃止は、既存遊具の撤去、土地の売却等の手法を用いて再編等を進めます。

今後の進め方にとしましては、基本的な考え方で示す手法により、児童遊園の存在する自治区、児童及び保護者等と協議し、再編を進めてまいります。また、町内に51か所ある児童遊園の再編については、令和7年度からおおむね5年間で完了を目指し、計画的に整備を進めることとしていますという内容が、岬町児童遊園再編等基本方針の内容でございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁いただいた様々な年代の利用者が使いやすい公園の再編、複合化、そしてほかの用途の施設として活用する転用、再編に当たっては、児童及び保護者等と協議すること。これは以前に私が要望させていただいたことがしっかりと盛り込まれています。ありがとうございます。

また、もう少し再編整備の進め方、こちらについて詳しくお聞きしたいと思います。この基本方針に基づいて具体的にどのように再編整備を進めていくのでしょうか。それと、児童遊園の所在する自治区、児童及び保護者等と具体的にどのように協議を行っていくのでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

各児童遊園が所在する自治区長と協議をさせていただき、当該自治区の児童、保護者の意見を踏まえた自治区としての考え方などをお聞きし、児童遊園の再編を進めていきたいと考えております。

また、状況によっては、自治区単位での電子申請方法も活用して、アンケート調査の実施なども検討したいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁いただいた児童及び保護者の意見を踏まえた自治区としての考え方などを聞いて、児童遊園の再編を進めるとのこと。今言われたことは本当に大事なことだと思います。児童及び保護者だけではないですが、実際に利用される方の意見をきちんと聞く、これこそが一番重要であり、そうして再編された児童遊園であれば、きっと多くの方に利用してもらえるものになると思います。

また、先ほど答弁いただいたとおり、自治区単位での電子申請フォームを活用したアンケート調査など、意見を聞く方法、これは工夫する必要があると思いますので、こちら十分検討するようお願いしたいと思います。このアンケートというものは、多くの意見を出してもらえて初めて価値があるものです。そのため、多くの方からたくさん意見を出してもらえる方法を検討いただければと思います。

次に、再編手法として、集約化、複合化、転用、廃止の4つが示されておりますが、それぞれの児童遊園について、どの手法で進めるのかといった判断、この判断はどのように行うのでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

集約化、複合化、転用、廃止の判断につきましては、町行政の考えを推し進めることなく、地区住民の皆様のご意見を伺い、行政の方向性と合意形成を図った上で判断してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁いただきましたとおり、再編手法の判断については、町行政の考えを推し進めるのではなく、しっかりと自治区住民の意見を聞いた上で、合意形成を図った上で行うとのこと、これはとても良い進め方だと思います。場合によっては、複数の自治区との話し合いが必要となることもあると思いますので、住民の意見をしっかりと聞いて進めていただくようお願いいたします。

次に、遊具について伺いたいします。児童遊園のほとんどが30年、40年以上前に設置されたものであり、遊具もかなり老朽化しており、保護者からは、古くて危ないから遊ばせたくないといった声もあります。

また、以前にお伝えした都市公園における遊具の安全確保に関する指針が令和6年6月に10年ぶりに改定されました。遊具の標準使用期間などについては特に変更はされておらず、標準使用期間は鉄製15年、木製10年とされており、標準使用期間を超えた遊具への対応としては、遊具の更新などの具体的な対応を早期に検討する必要がある。また、更新までの間は安全点検の頻度を高くするなど適切な対応を行う必要があるとされています。

児童遊園が開設した年を考えると、恐らくほぼ全ての遊具が標準使用期間を超えていると思われます。このように、遊具の老朽化も大きな課題ですが、再編整備に当たって、遊具の新設をすることはありますでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

再編整備を進めていくに当たりまして、集約化、複合化すると判断された児童遊園の遊具につきましては、専門技術者による劣化点検等を実施した後、使用できないと判断された遊具については更新を進めていきたいと考えております。また、複合化する児童遊園につきまして、様々な年代の利用者が利用しやすい公園とするため、健康器具や東屋などのような休憩場所の設置も進めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。遊具だけじゃなくて、多分、先ほど高齢者の方から要望のあった健康器具、そういったところも設置を検討されるということなので、非常にいい取組だと思います。

遊具というのは楽しいだけではなくて、絶対に安全でなければなりません。事故があってからでは遅いので、早急に安全点検を実施して、必要に応じて更新、新設を進めていただくようお願いいたします。

また、これはたしか町内にある児童遊園には、トイレや駐車場は一つもなかったと思います。これも利用しづらい要因の一つです。今後、再編整備を進めていく中で、トイレや駐車場の整備についても検討はされますでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

厳しい財政状況の中で、51か所ある児童遊園全てを維持していくことが困難であると判断しており、一定再編した上で、老朽化した遊具の更新や健康器具等の設置を行うための予算確保に努めてまいりたいと考えておりますが、トイレや駐車場の整備につきましては、設置可能なスペースがあるかなども含めて、難しいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 トイレ、駐車場の設置についてですけれども、先ほど答弁いただいたとおり、実は51か所ある児童遊園の多くがそれほど広くないです。実際、以前に私は、全ての児童遊園の現地確認を行いました。が、駐車場などを設置できるスペースがある児童遊園は正直あまりないのかなというふうに思ってます。そのため、現在の児童遊園の再編、これは進めるべきというふうに考えますけれども、あくまでも主に利用されるのは近所の方になるのかなというふうに思います。そんな中、以前にもお伝えしておりますが、夕野池町民交流広場、そしてカイカ池町民交流広場、青少年グラウンド、こちらに遊具などを設置して、子どもたちが遊べるようにしてほしいといった声も多く聞いております。夕野池町民交流広場にはトイレも駐車場もあります。青少年グラウンドにもトイレがありますし、中に車も止まっています。特に、夕野池町民交流広場については、きれいに整備されていて広いですし、トイレも駐車場もあるのに、ゲートが閉まっていて、ふだん車が入れない状態になっているため、もっと有効活用したほうがいいという声をとっても多く聞きます。カイカ池町民交流広場も、道路を挟んで隣接しているので、両方を整備したら町外からもたくさん人が訪れるような素敵な公園になるのではないかと考えます。

また、周辺地域の方の意見を聞く必要はありますが、場合によっては、ほかにも、灰吹池グラウンドとか、旧深日保育所跡であったりとか、そういった部分も再編整備の対象として考えてもいいかもしれません。

そこでお伺いいたします。今回の再編整備に当たって、既存の児童遊園だけではなく、夕野池町民交流広場、カイカ池町民交流広場、青少年グラウンドなど、ほかの場所を含めて検討すべきと考えますが、いかがでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

ただいま紹介いただいた施設等につきましては、所管する部署が異なります。異なりますけれども、再編に際して、トイレや駐車場等の環境が整備されているものについては、所管部署と協議をさせていただこうと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 トイレや駐車場等の環境整備されているものについては、所管部署と協議をしていくとの回答をいただきました。ぜひよろしくお願いいたします。

今回の児童遊園の再編整備の目的というものは、児童遊園を整理して機能集約するだけではなく、多くの方が利用したくなる魅力ある公園を造ることだと思います。そのため、既存の児童遊園だけで考えるのではなく、夕野池町民交流広場、カイカ池町民交流広場、青少年グラウンドといったほかの町有地も含め、広い視野で検討いただくようよろしくお願いいたします。

最後に、今後のスケジュールについて伺います。令和7年度からおおむね5年間の完了を目指すとしてありますが、具体的にどのようなスケジュールで考えておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今回の基本方針につきましては、おおむね5年間の完了を目指しておりますが、財政状況や自治区等の協議の進捗状況によっては、5年よりも長い期間再編が完了するまで時間を要する場合もあるかと思えます。各自治区と協議を行い、手法に合わせて合意が得られる児童遊園から再編を進めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 12月に基本方針が示されただけですので、この5年間、そこで具体的にはどういった形で進めるのかといった詳細についてはまだ決まっていない状況かなというふうに、今、答弁を聞いて認識しました。

当然、場合によっては5年よりも長い期間かかるかもしれません。しかし、先日の松尾議員の会派代表質問でもお伝えしたとおり、事業を進めるに当たって、期間を設定するということ、これはとても大事です。まずは計画期間である5年間の完了、これを目指して進めていただくようお願いいたします。

魅力的な公園というのは、子どもの遊び場や住民の憩いの場として、住民の暮らしを豊かにするだけでなく、町の魅力を向上させ、町外からの新たな人の流れが地域活性化にもつながります。そのため、ぜひとも早急に児童遊園の再編整備を進めるとともに、新たな魅力ある公園の整備を進めていただくよう要望いたします。

最後に3つ目の質問です。

3つ目は、「南海トラフ巨大地震に備えた庁舎整備を」です。

昨日も松尾議員から会派代表質問で要望がありましたし、これまでも多くの議員から求められ

ている庁舎整備について質問をさせていただきます。

まず初めに、庁舎の耐震診断結果と危険度、そして、南海トラフ巨大地震が発生した場合に、庁舎はどうなることが想定されるのかについて回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

岬町役場庁舎は、建築基準法による新耐震基準が適用される以前の建築物でございますので、平成25年に耐震診断を実施したところ、震度6から7程度の地震に対する評価は、1階及び2階は倒壊の危険性が高い、3階は倒壊の危険性があるとされ、建物の耐震補強が必要であると判断されております。そのため、震度6強程度以上の大規模地震が発生した場合には、本庁舎が倒壊する可能性があると考えられます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほど答弁いただいたとおり、震度6から7程度の地震に対する評価は、1階及び2階は倒壊の危険性が高い、3階は倒壊の危険性があり、そのため耐震補強が必要であると判定されたとのことでした。しかも、耐震診断を実施したのは平成25年で10年以上前であるため、さらに危険度が増している可能性もあります。そして、岬町強靱化地域計画にも記載されていますが、南海トラフ大地震が発生した際の岬町震度は6強であるため、庁舎、ここで言う庁舎はこの本庁舎です、これは倒壊する危険性があります。

昨年8月8日にも日向灘を震源とする地震の発生に伴い、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。1月15日には、政府の地震調査委員会により、南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率は、これまでの「70から80%」から「80%程度」に引き上げられました。南海トラフ巨大地震、これはいつ発生してもおかしくないんです。

そんな中、もしも今の庁舎のまま南海トラフ巨大地震が発生し、庁舎が倒壊してしまい、そして多くの職員が犠牲となってしまった場合、岬町としての災害対応にどのような問題が生じる可能性がありますでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 谷地議員のご質問にお答えいたします。

本町域内における災害対応は、岬町地域防災計画において定めております。危機管理を行う上で、ご質問の内容から想定される被害条件を全て織り込んだ災害対応を準備することは困難であると考えますが、一方で、想定から外さないことも必要であると考えます。

しかしながら、本町を対象とした大災害における統計資料、または研究資料が存在しないため、

問題を特定してお答えすることは困難であります。

また、職員が被災するというとてつもない質問を承りました。これは単に人数の減少にとどまらず、それぞれの職員は替えが利かない人材の創出であることを考慮すれば、事前に有効、有用な対応策を定めるのは容易ではないことから、全国各地の過去の地震による被災事例を参考に、一般的に起こり得る問題として回答させていただきます。

被災自治体におきましては、災害発生直後に迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため災害対策本部を設置します。また、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生した場合には、地域の復興が必要であるため、被災後速やかに復興対策本部を設置いたします。この間における自治体の主な役割は、情報収集や発信、広報の円滑化を含む災害マネジメント、住民の避難誘導や避難所等での衛生管理や生活環境の確保、被災者の健康管理を行うための保健医療活動チームによる巡回健康相談などの被災支援、応援受入れ体制の確保、ボランティアとの連携や協働、災害廃棄物の処理、罹災証明書の交付、各種被災者の生活支援策、災害救助法の適用を含む復旧に関する業務などが挙げられます。

本町に限らず、市町村の災害対応において最も困難な状況とは、災害によって行政機能を喪失することであり、首長をはじめ、勤務する職員に甚大な人的被害が生じる、あるいは庁舎の施設や設備などが物的な被害を受けることで、先に例を挙げましたような突発的な状況への対応や業務の継続が困難になることが災害対応上で一般的に起こり得る問題と考えられます。なお、災害時に備えて、防災行政無線の情報発信機能の継続や住民基本台帳システム等のクラウド化は実施済みです。

また、支援物資の保管場所が被災するリスクを避けるため、本年度も指定一般避難所である小・中学校に赴き、被災時に避難所へ避難された方々の命をつなぐための支援物資分散備蓄用保管スペース借用につきまして、協議し、ご協力いただいているところであります。

ほかにも、危機管理担当では、大規模災害を想定した民間事業者との防災協定の充実を図っております。先日も、令和6年能登半島地震における被災者救済の用に供する物品の円滑な調達支援の実績を有する事業者との協定を締結したところでございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 いろいろ詳細な、実際には行政がこういった大災害のときにやらなきゃならない災害対応の状況について説明ありがとうございます。

そしてやっぱりこういった大災害が発生したときには、危機管理監がおっしゃったとおり、最悪の事態は、行政機能を喪失してしまうこと、そして先ほど答弁いただいた様々な災害対応がで

きなくなってしまうこと、そういったことがやっぱり一番懸念されることだと思います。

そして、この災害対応を行うためには、まずは職員の方が自分の命を守ること、これがやっぱりまずは一番だと思います。もしも多くの職員の方が被害に遭ってしまった場合には、そういった災害対応が十分できず、二次災害、三次災害も引き起こしてしまい、被害が拡大してしまう可能性もあります。

そのためにも、職員の方が自分自身の命を守る、そしてそれにはこの庁舎の耐震化が絶対に必要不可欠だと思います。もちろんそれは職員の方だけではなく、庁舎を利用される住民の方の命を守ることもあります。

そこでお伺いいたします。全国の庁舎の耐震化、庁舎整備の状況はどうなっておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。消防庁が公表している防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果によりますと、防災拠点となる公共施設のうち、市町村庁舎の耐震化率は、令和3年10月1日時点では全国で88.7%、大阪府内で91.2%、令和4年10月1日時点では全国で90.6%、大阪府内で91.9%となっております。この調査結果から、耐震化率は上昇しており、庁舎整備が全国的にも進んでいる状況と考えられます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁いただいたとおり、全国で現在90.6%、大阪府で91.9%、本当に多くの自治体が庁舎の耐震化を進めています。

時間がないので、私は昨年、堺以南で構成される南大阪振興促進議員連盟、ここで国に対して、市町村役場機能緊急保全事業、これと同等の起債制度の創設を要望してまいりました。しかし、国からの回答は、庁舎は公共施設ではなく、公用施設であるため、自主財源で整備すべきと回答いただき、国から補助もない状況です。庁舎整備には多額の費用がかかります。しかし、それをきちんと計画的にやらなければ、職員、住民の命を守ることはできません。そのため、庁舎整備を早期に実現を進めるよう強く要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君の質問が終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。

再開は、15時30分からとします。よろしくお願いいたします。

(午後 3時10分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○竹原伸晃議長 次に、日程第2、議案第1号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第9次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第2、議案第1号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第9次）についてをご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、退職手当や人事院勧告等に基づく人件費の増加に伴う泉州南消防組合負担、深日小学校への指定寄附に伴う備品購入、国の補助を受けて実施する橋りょう整備、事業費の決算見込みに伴う不用額の調整などを計上するとともに、これらの事業の繰越明許費の設定、地方債の追加などを中心に編成いたしております。

それでは、予算書の1ページ目をご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,987万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億8,713万9,000円とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては9ページから14ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

地方交付税といたしまして、国税収入の増額に伴う再算定により、普通地方交付税8,655万1,000円を計上いたしております。

国庫支出金といたしまして、107万6,000円を減額計上いたしております。主な内容として、国の補正予算案の採択を受けて、橋梁点検の結果を受けて、改修の必要性が高

いと判断された淡輪水道橋と下出橋の改修設計に係る社会資本整備総合交付金（道路整備等）146万8,000円を計上するほか、個人住民税、定額減税システム導入委託料の決算見込みに伴い物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、個人住民税定額減税326万5,000円を減額計上いたしております。

府支出金といたしまして、817万8,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、衆議院議員総選挙と大阪府議会議員補欠選挙について、共に執行経費の決算見込みに伴い、それぞれの執行委託金合わせて878万5,000円を減額計上いたしております。

寄附金といたしまして、個人の方から深日小学校への指定寄附として、小学校費寄附金500万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、7,217万9,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金5,809万3,000円を、公民館図書館等整備事業の決算見込みに伴い、岬町ゆめ・みらい基金繰入金1,408万6,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

諸収入といたしまして、855万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、令和5年度大阪府後期高齢者医療費定率負担金の確定に伴う精算として、後期高齢者医療広域連合負担金、医療費定率返還金1,193万3,000円を計上するほか、本町と指定管理者が共存、共栄の下、引き続き持続可能な管理運営が行えるよう、海釣り公園納付金338万円を減額計上いたしております。

町債といたしまして、淡輪水道橋と下出橋の改修設計に伴う橋りょう整備事業債120万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては15ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、120万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、職員の自己都合退職の申出に伴う一般職退職手当3名分として1,251万5,000円を、会計年度任用職員フルタイムの任用期間の満了に伴う会計年度任用職員退職手当3名分として73万8,000円をそれぞれ計上するほか、衆議院議員総選挙と大阪府議会議員補欠選挙について、共に執行経費の決算見込みに伴う不用額の調整として、合計878万5,000円を減額計上いたしております。

民生費といたしまして、539万8,000円を計上いたしております。内容といたしまして

は、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する国民健康保険基盤安定事業費の確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金基盤安定107万9,000円を、介護給付費の決算見込みに伴い、介護保険特別会計繰出金（介護給付費）431万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費といたしまして、156万円を計上いたしております。内容といたしましては、子ども・子育て支援法の改正に伴う出産・子育て応援ギフトシステム改修委託料52万円を、いずれも令和5年度に係る国庫支出金の精算に伴い、妊娠・出産包括支援事業、国庫補助金返還金をはじめ、国庫補助金返還金を合わせて104万円を計上いたしております。

商工費といたしまして、町の観光資源である海水浴場の物価高騰に対する事業継続に向けた取組を支援するため、淡輪海水浴場事業継続支援金39万3,000円を計上いたしております。

土木費といたしまして、306万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、損害賠償金を回収するための弁護士委託料39万4,000円を計上し、町道西畑線については、既に交付決定を受けている社会資本整備総合交付金の有効活用を図るため、令和7年度に予定していた池谷工区から佐瀬川工区に係る用地測量業務を前倒しするもので、町道西畑線用地測量業務委託料570万9,000円を増額計上する一方、町道西畑線道路改良工事設計業務委託料570万9,000円を減額計上するほか、橋梁点検の結果を受けて、改修の必要性が高いと判断された橋りょう整備工事設計業務委託料（淡輪水道橋・下出橋）267万円を計上いたしております。

消防費といたしまして、人事院勧告に基づく影響や自己都合退職に伴う泉州南消防組合負担金1,933万9,000円を計上いたしております。

教育費といたしまして、908万6,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、個人の方から深日小学校への指定寄附に伴う備品購入費500万円を計上するほか、決算見込みに伴う不用額調整といたしまして、公民館・図書館等整備検討委員会委員報償費31万4,000円を、同じく整備基本計画策定支援業務委託料1,377万2,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

諸支出金といたしまして、本町と指定管理者が共存、共栄の下、引き続き持続可能な管理運営が行えるよう、利用料金に伴う7%の納付金の納付を猶予したことから、この納付金の納付により予定していた海釣り公園管理基金積立金200万円を減額計上いたしております。

次に4ページをご参照願います。

第2表、繰越明許費をご覧ください。

事業の進捗により、翌年度に繰越しが見込まれる事業といたしましては、物価高騰対応重点支援事業費（Ｒ６低所得世帯支援）ほか、４事業を計上いたしております。

なお、繰越限度額につきましては、ご覧のとおりとなっております。

続いて、５ページをご参照願います。

第３表、地方債補正をご覧ください。

橋りょう整備事業に係る起債限度額を追加するものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 ただいま提案をいただいた中で、事業委員会に所属しておりませんので、事業委員会に関わることでこの場でお聞きしておきたいことがございます。ただ、事業委員会の審査の前でもありますので、あまり立ち入ったことは控えたいと思いますが、海釣り公園の納付金、それから海釣り公園管理基金積立金の減額に関わってお尋ねします。

せんだって、２月２５日に行われた全員協議会の機会であったかと思いますが、この件に関してご報告がございました。財政運営上、非常に困窮している状況にあるということをご報告いただいて、それへの対応ということで、今回、一般会計補正予算にしているということだと思えますけれども、当時からいろいろな議論が議会ではなされておりました。それで会議録を一回確認したんですけれども、特別委員会の会議録が当時の分、２００６年からしか会議録そのものはインターネット上で確認できないんですけれども、その時期のをネット上で確認しようと思っても、特別委員会は会議録が掲載されていない状況にありましたので、詳細は確認できませんでした。ただ、本会議と常任委員会については確認ができて、その中で、一番最初、２００６年の会議録を確認しますと、この海釣り公園の条例制定、それから予算等で議論を交わされておりました。今は亡き福田議員や田島議員も、採算性の問題について意見を述べておられました。私もその点の一つの大きな不安点でありましたけれども、そのときの説明では、シミュレーションがなされていて、うまくいかないということは考えていないということが断言されておりました。ただ

私は、当時から希望的観測の域を出ないという印象を持っていましたけれども、2万人を超えたら黒字になるという説明でありました。2万人を超えた集客は実績としてあるわけですが、なぜ赤字になっているのか、この点についてご説明をいただこうと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの中原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

最初にご要望いただいた今回のタイミングといいますのが、令和6年の1月のお話でございまして、2月1日に要望書が提出されて、赤字経営状態が続いているということで、それと5月なんかですと法人税の支払いとか、いろいろな税金の支払いとかがかさんできて、月によっては資金繰りが回っていない状況が続いていると、そのときに赤字決算をずっと組んできてますので、一時借入れとしては、漁組から借りたりとかということで資金を回している状況であるということとを指定管理者からご報告を受けました。

それで決算の中身を確認しまして、収入の状況については、毎年、議会の皆様には令和6年の6月の議会で、利用状況についてご報告させていただいておりまして、令和6年の6月の事業委員会協議会におきましても、そういう要望書が出されて、今、検討委員会を立ち上げて内容を検討していると。令和5年度の直近の決算もすぐに出てくる予定ですので、それも含めて内容を精査させていただきました。

当時、2006年のお話をいただきましたけども、その中で2万人を超えたら黒字になるということで、うまくいかないことは考えていないというお話ですけども、そういったことはどういう不測の事態が起こるかも分かりませんし、私としては、その点についてはそういったことが言い切れる状況ではないのじゃないかなというふうに考えますけども、収入の状況で支出を見ますと、利用人数については5万人ぐらいは確保しないと、今の支出の状況をカバーできないんじゃないかなというような精査もいたしました。そして、支出の中身を見ますと、やっぱり人件費の割合が非常に高く、一般的な公園事業とか、海釣り公園の事業なんかとか比較しても、そういう負担が結構大きいなというところは見受けられましたし、決算状況を確認するに当たって、税理士さんが取りまとめされている総勘定元帳なんかも借りてきて、何か必要以上の支出が行われていないかとかいうのもチェックさせていただいたんですけども、結果的には、やっぱり人件費がまずあるのと、うちにお支払いいただいている納付金、そして税関係とか、そういったところが主な経費で、あとは物価高騰によりまして、光熱水費なんかが上昇してきている状況にあるなというところでございました。主な赤字の要因といたしましては、そういうところで考えております。

そのほかに考えられることといたしましては、経費がかさんでいることがまず一つで、その中でも人件費に占める割合が多いなというふうに判断したことと、やっぱり地球温暖化によって大阪湾の海水温も上昇しておりまして、魚の流れがいろいろと変わってきておりまして、大きな魚の餌になるイワシなんかの状況が、海釣り公園付近に流れてこずに釣果が悪くなった。それが利用人数の減少につながっていつていると。コロナ禍のときは、コロナの影響によってそういう状況があったわけなんですけども、それに加えて、アフターコロナの中でもそういう状況が生まれてきているといったところで、判断していますのは、指定管理者が何か努力を怠って経費がかさんでるなどか、そういうことではなくて、天候による状況とか、物価高騰による状況の影響が大きいということで、双方で協議をし合いながら合意点を見つけていきたいと思いますというお話になりました。

○竹原伸晃議長 中原議員、いかがですか。

○中原 晶議員 事業委員会を傍聴させていただきます。

○竹原伸晃議長 ほかに質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私のほうからも、先ほどの海釣り公園の件に関して1件お伺いしたいです。

先日の全員協議会で、担当課に説明いただいたんですけど、その際に、実際に事業者とどういった形の取決めを今回行ったか、その部分は口頭だけの説明なので、その分について資料で提供いただきたいという部分が、実際に複数の議員からあったと思うんです。実際に、現在お配りいただいている中にそういった資料も含まれていないですし、特に新たな資料というところはまだ受け取っていないんですけれども、提出は事業委員会の当日にされるんですか、それとも事前にされるんですかね。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの谷地議員のご質問にお答えします。

2月25日の全員協議会の場においてご報告をさせていただいたときに、説明が十分でないということと、ご提示させていただいた資料だけでは判断できにくいということをいただきまして、その後、要望があったときから、どういう交渉を重ねて、その経過及び結果についての資料を取りまとめをしてお出しするということで、その後、28日のときに正副委員長レクを経ているわけなんですけども、事業委員長と副委員長とご相談をさせていただいて、時系列でまとめた資料を出すようにということで、それを作成してまして、今日あたりに議会事務局のに当日の追加資料としてお出しさせていただくんですけれども、データとしてお渡ししますので、事前配付も事

業委員長のほうからご指示がありましたので、事前に配付するようということで、PDFデータのものを、うちのほうから事務局のほうに送らせていただいているところで、皆さんのお手元に届くのではないかとというふうに考えております。

○竹原伸晃議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第1号、令和6年度岬町一般会計補正予算(第9次)については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第2号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造理事 日程第3、議案第2号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の確定に伴う国民健康保険料及び繰入金について編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

本補正予算につきましては、財源更正によるもので、歳入歳出予算ともに総額の増減はなく、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページから8ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

まず、国民健康保険料につきまして、107万9,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事

業費の確定に係る一般会計からの繰入れに伴う財源調整といたしまして、医療給付費分現年分を204万1,000円減額、後期高齢者支援金分現年分を70万8,000円減額、介護納付金分現年分167万円を増額計上いたしております。

次に、他会計繰入金として、107万9,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の確定による変更として、軽減分67万6,000円、支援分40万3,000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては9ページから10ページを併せてご覧ください。

国民健康保険事業費納付金につきまして、保険基盤安定事業費の確定に係る繰入により、一般被保険者医療給付分204万1,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分70万8,000円、介護納付金分167万円について、それぞれ財源更正を行うものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第2号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第4、議案第3号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第4、議案第3号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）について、ご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、本年度直近の利用実績に基づく介護給付費の所要見込額の算定に伴い、必要となる保険給付費及びその財源について予算編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,455万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,365万5,000円とするものでございます。

続いて、2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、750万9,000円を増額計上いたしており、内容としましては、介護給付費の増額に伴い計上いたしております。

国庫支出金、国庫負担金につきましては、691万1,000円を増額計上いたしており、内容としましては、介護給付費の増額に伴い、介護給付費負担金の増額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金につきましては、216万5,000円を増額計上いたしており、内容としましては、介護給付費の増額に伴い、調整交付金の増額を計上いたしております。

次に、支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される第2号被保険者保険料として、933万1,000円を増額計上いたしており、内容としましては、介護給付費の増額に伴う介護給付費交付金の増額を計上いたしております。

次に、府支出金、府負担金につきましては、431万9,000円を増額計上いたしており、内容としましては、介護給付費の増額に伴い、介護給付費負担金の増額を計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金といたしまして、431万9,000円を増額計上いたしており、内容としましては、介護給付費の増額に伴い、介護給付費繰入金の増額を計上いたしております。

なお、これらの歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております保険給付費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の３ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、１１ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

保険給付費につきましては、介護サービス等諸費２，３０５万４，０００円を増額計上いたしており、内訳としましては、居宅介護サービス給付費５，１９４万６，０００円の増額、地域密着型介護サービス給付費２，０２８万６，０００円の減額、居宅介護サービス計画給付費８６０万６，０００円の減額でございます。

次に、介護予防サービス等諸費につきましては、７４４万円を増額計上いたしており、内訳としましては、介護予防サービス給付費５６８万３，０００円の増額、介護予防サービス計画給付費１７５万７，０００円の増額でございます。

次に、高額介護サービス等費につきましては、４０６万円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第３号、令和６年度岬町介護保険特別会計補正予算（第４次）については、会議規則第３９条第１項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第３号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第５、議案第４号、令和６年度岬町下水道事業会計補正予算（第４次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第5、議案第4号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第4次）について、ご説明いたします。

補正予算の概要としましては、下水道使用料及び受益者負担金に係る滞納繰越分の計上を行うものです。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

第1条は、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによると定めています。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものです。

第1款下水道事業費、第3項特別損失の既決予定額934万7,000円に1,485万5,000円を補正し、計2,420万2,000円に補正するものでございます。

第3条は、予算第4条の2中、3,408万6,000円を4,894万1,000円に改めるものでございます。

予算書の3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載していますので、併せてご参照願います。

下水道事業会計補正予算実施計画についてご説明いたします。

収入的収入及び支出の支出としまして、1. 款下水道事業費用、3項特別損失、その他特別損失を、既決予定額923万7,000円に1,485万5,000円を補正し、計2,409万2,000円に補正するものです。

続きまして、4ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、5ページ、6ページには予定貸借対照表を添付しておりますので、よろしくお願いします。

以上が、補正予算の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第4号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第4次）については、会議

規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第6、議案第5号、令和7年度岬町一般会計予算についてから、日程第13、議案第12号、令和7年度岬町下水道事業会計予算についてまでの8件を一括議題とします。

それでは、令和7年度当初予算に関する説明及び日程第6、議案第5号令和7年度岬町一般会計予算についてから、日程第13、議案第12号、令和7年度岬町下水道事業会計予算についてまでの8件について、説明を求めます。

副町長、中口守可君。

○中口副町長 令和7年度当初予算に関する説明及び日程第6、議案第5号、令和7年度岬町一般会計予算についてから、日程第13、議案第12号、令和7年度岬町下水道事業会計予算についてまでの8件の提案説明をさせていただきます。

初日の町長からの令和7年度町政運営方針を受けまして、私のほうからは、令和7年度の本町の当初予算につきまして、会計ごとに説明させていただきます。

今般の説明につきましては、昨年度に引き続き、時間短縮に努めてまいりたいと考えておりますので、要点を絞って説明させていただきたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

予算書とともに配布させていただいております令和7年度大阪府泉南郡岬町当初予算（案）説明資料に沿って概要を説明させていただきます。

資料の1ページ、左側のⅠ、各会計の予算総額をご覧ください。

初めに、一般会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額といたしまして、87億6,000万円を計上いたしており、対前年度比8.6%の増となっております。

次に、1ページ右側のⅡ、一般会計の概要をご覧ください。

歳入歳出予算について、対前年度、増減額が大きいものを中心に概要を説明させていただきます。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

町税といたしまして、令和6年度で個人住民税に係る定額減税が行われたことなどにより、対前年度3,195万9,000円増額の17億8,459万1,000円を計上いたしております。

地方交付税といたしまして、令和7年度地方財政対策を踏まえ、対前年度1億3,400万円増額の26億5,200万円を計上いたしております。

分担金・負担金といたしまして、令和7年度からの中学校給食費の完全無償化により、対前年度1,445万2,000円減額の1,350万1,000円を計上いたしております。

国庫支出金といたしまして、多奈川地区多目的公園災害復旧費国庫負担金の増加などにより、対前年度1億8,862万2,000円増額の11億6,444万7,000円を計上いたしております。

府支出金といたしまして、関空周辺地域生活環境改善等支援補助金の増加などにより、対前年度1億1,756万4,000円増額の6億9,532万2,000円を計上いたしております。

寄附金といたしまして、岬ゆめ・みらい寄附金の増加などにより、対前年度7,220万円増額の3億7,390万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、国民健康保険特別会計繰入金や財政調整基金繰入金の減少などにより、対前年度4,259万1,000円減額の4億9,349万9,000円を計上いたしております。

諸収入といたしまして、自治体情報システム標準化に伴うデジタル基盤改革支援補助金の増加などにより、対前年度2億2,679万3,000円増額の4億2,032万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費といたしまして、自治体情報システム標準化に向けての対応や令和6年度人事院勧告に伴う人件費の増加などにより、対前年度4億973万1,000円増額の15億6,255万5,000円を計上いたしております。新規施策といたしまして、物価高騰下における町民の家計負担の軽減のため、全所帯を対象に、お米券を配布いたします。

民生費といたしまして、障害児通所支援費の増加などにより、対前年度1億170万8,000円増額の28億8,412万円を計上いたしております。新規政策といたしまして、小児慢性特定疾患児童に対し、日常生活用具の給付を行います。

農林水産業費といたしまして、林道奥池線不動橋補修工事の実施などにより、対前年度3,633万9,000円増額の1億1,007万2,000円を計上いたしております。主な施策と

いたしましては、農業公園の整備に向けた計画の策定を行います。

教育費といたしまして、深日小学校体育館屋根改修工事の実施などにより、対前年度2,906万円増額の5億5,612万4,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、中学校給食費の完全無償化や町立小・中学校に通う遠距離の児童生徒の保護者に対し、通学費の支援を行います。

以上が一般会計予算でございます。

続きまして、特別会計につきまして説明させていただきます。

資料の1ページ左側のI、各会計の予算総額及び15ページ以降のIX. 特別会計予算の概要をご覧ください。

国民健康保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ22億6,497万5,000円を計上いたしており、対前年度比3.9%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

国民健康保険料につきましては、一般被保険者国民健康保険料の減少などにより、対前年度6,108万9,000円減額の3億3,597万7,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、普通交付金の減少などにより、対前年度3,710万8,000円減額の16億9,469万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

保険給付費につきましては、一般被保険者高額医療費の減少などにより、対前年度4,024万円減額の16億5,929万6,000円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、一般会計繰出金の減少により、対前年度9,062万7,000円減額の151万円を計上いたしております。

以上が、国民健康保険特別会計予算でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ3億9,431万9,000円を計上いたしており、対前年度比1.7%増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料の増加などにより、対前年度760万3,000円増額の3億410万4,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、事務費繰入金の減少などにより、対前年度87万4,000円減額の

9, 021万2, 000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては、後期高齢者医療システム改修委託料の減少などにより、対前年度143万6, 000円減額の319万2, 000円を計上いたしております。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の増加などにより、対前年度982万7, 000円増額の3億8, 790万7, 000円を計上いたしております。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算でございます。

続いて、介護保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ20億4, 164万9, 000円を計上いたしており、対前年度比2. 7%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の減少などにより、対前年度1, 635万6, 000円減額の5億1, 013万4, 000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、介護給付費繰入金の減少などにより、対前年度1, 257万円減額の3億9, 419万3, 000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては、介護保険料システム改修業務委託料の減少などにより、対前年度163万5, 000円減額の5, 802万円を計上いたしております。

保険給付費につきましては、施設介護サービス給付費の減少などにより、対前年度6, 159万1, 000円減額の18億2, 069万5, 000円を計上いたしております。

以上が介護保険特別会計予算でございます。

続いて、淡輪財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ702万8, 000円を計上いたしており、対前年度125. 8%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金の増加などにより、対前年度396万6, 000円増額の549万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

財産費につきましては、維持管理費の増加などにより、対前年度391万6, 000円増額の

614万8,000円を計上いたしております。

以上が、淡輪財産区特別会計予算でございます。

続きまして、深日財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ5,930万2,000円を計上いたしており、対前年度比14.0%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金の増加などにより、対前年度738万1,000円増額の3,822万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

諸支出金につきましては、一般会計繰出金の増加などにより、対前年度578万5,000円増額の5,075万5,000円を計上いたしております。

以上が、深日財産区特別会計予算でございます。

続きまして、多奈川財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ4,618万6,000円を計上いたしており、対前年度比36.4%の増となっております。

歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金の増加などにより、対前年度1,204万3,000円増額の4,567万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

諸支出金につきましては、一般会計繰出金の増加などにより、対前年度1,270万7,000円増額の3,815万円を計上いたしております。

以上が、多奈川財産区特別会計予算でございます。

最後に、企業会計予算の下水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

業務の予定量は、汚水整備済み人口1万1,682人、年間有収水量94万363立方メートル、主な建設改良事業7,507万5,000円となっております。

収益的収支につきましては、収益的収入は、下水道事業収益4億973万3,000円を、収益的支出は、下水道事業費4億6,784万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

資本的収支につきましては、資本的収入2億4,894万3,000円を、資本的支出3億5,199万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億305万6,000円につきまして

は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と当年度分の損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、令和7年度一般会計予算など、8会計予算の概要につきまして説明させていただきました。

本件につきましては、当日開催が予定されております総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第5号、令和7年度岬町一般会計予算についてから、議案第12号、令和7年度岬町下水道事業会計予算までについての8件を、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第12号については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第14、議案第13号、工事請負契約の変更について（いきいきパークみさき 5年災第1号災害復旧工事）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 日程第14、議案第13号、工事請負契約の変更について（いきいきパークみさき 5年災第1号災害復旧工事）をご説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は現在施工中であります。工事内容の一部変更により契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求め

るものでございます。

契約金額につきましては、変更前6億3,789万円（うち消費税及び地方消費税5,799万円）を変更後、6億4,292万9,100円（うち消費税及び地方消費税の額5,844万8,100円）に変更するものでございます。

変更金額は、503万9,100円、約0.8%の増額となります。

契約の相手方は、大阪府摂津市東正雀2番3号。株式会社永商興産。代表取締役、小川 晋で
ございます。

主な変更内容についてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料をご覧ください。

1ページ目は、工事概要を示しており、2ページ目は箇所図で、3ページ目は変更箇所の平面
図を示しております。

4ページ目をご覧ください。

主な変更内容は、グラウト注入量の増加で、当初226立方メートルに対し、変更後275立
方メートルと、49立方メートルの増加でございます。

グラウンドアンカーが設計時の効果を発揮するためには、深部まで存在する亀裂に対応するグ
ラウト量を注入し、滑りやすい地層と強固な地層を一体化させる必要がございます。

現地精査したところ、T-2ブロック既設法枠部などにおいて空洞や亀裂の存在が確認された
ため、想定される注入量により変更を行うものでございます。

以上が主な変更内容でございます。

本件は、事業委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第13号、工事請負契約の変更について（いきいきパークみさき 5年災第1
号災害復旧工事）は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第15、議案第14号、町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部理事、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 日程第15、議案第14号、町道路線の廃止及び認定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、町道路線の廃止及び認定を行う必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容としましては、(仮称)町道美崎苑連絡線整備事業に伴うもので、現在、地籍調査による境界確定作業を実施しており、今後の道路用地の土地取得に先立ち、町道の認定を行うものです。

町道認定としましては、行き止まりの町道である美崎苑9号線の延伸となるため、既存の町道美崎苑9号線を一旦廃止し、新たに延伸した美崎苑9号線を新規認定するものでございます。

それでは、町道路線の廃止について、議案書の裏面の町道廃止調書及び2ページの路線廃止箇所図、3ページに参考図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

廃止する町道につきましては、路線番号1168、路線名は美崎苑9号、線起点が淡輪2991、終点が、淡輪2525-9、延長は145.3メートルでございます。

続きまして、新規町道路線の認定でございますが、4ページに新規町道認定調書及び5ページに路線認定箇所図、6ページに参考図を添付しておりますので、併せてご参照ください。

新たに認定する町道につきましては、路線番号1168、路線名は美崎苑9号線、起点が淡輪2991-6、終点が、淡輪2920-1、延長は213.3メートルでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第14号、町道路線の廃止及び認定については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第16、議案第15号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 日程第16、議案第15号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法の条項ずれが生じたため、関係する条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案についてご説明いたします。

議案書の裏面をご覧ください。併せまして、新旧対照表をご参照願います。

第1条は、岬町税条例の一部改正で、第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に、第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に、第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に、第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものでございます。

続いて第2条は、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部で、第2条第2号中「第2条第12項」を「第2

条第13項」に改め、同条第3号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改めるものでございます。

次に、附則としまして、この法律が施行される令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上が、条例案の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第15号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第17、議案第16号、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 日程第17、議案第16号、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。

提案理由といたしまして、企業誘致を促進し、地域経済の活性化を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆ

る未来地域地域未来投資促進法に定める本町の基本計画に沿って、事業者が事業計画を作成し、大阪府の承認を得ることで得られる各種優遇措置の一つとして、町が実施する固定資産税の課税免除措置を定めるものでございます。

現在の町の基本計画が令和7年3月31日に計画期限を迎え、新たな基本計画が4月1日付で国の同意が得られることから、引き続き優遇措置を講じるため、条例の執行期限を見直すものでございます。

なお、新たな基本計画については、現在の計画を時点修正するもので、対象とする区域やその内容については大きな変更はございません。

この条例で実施される課税免除による税収減に対しては、地方交付税による財政措置が行われ、町の財政に負担の少ない優遇制度となっております。

また、条例の文言につきましても、法令等に合わせるため一部見直しを行っております。

裏面の条例案及び新旧対照表をご覧ください。

第2条中の表現を、「同条第2項第1号」を「法第4条第2項第1号」に、「取得の日から」を「取得の日の翌日から起算して」に改めるとともに、附則の改正として、岬町企業立地促進条例の改正を踏まえて、附則第2項を削り、附則第3項中、条例の執行期限を「令和7年3月31日」から、新たな計画の計画期間である「令和12年3月31日」に改め、附則第2項とするものでございます。

条例の附則としまして、この条例は新たな基本計画の国の同意日である令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上が条例案の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第16号、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したい

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第18、議案第17号、岬町企業立地促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 日程第18、議案第17号、岬町企業立地促進条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、企業誘致を促進し、地域経済の活性化を図るため、本条例に所要の改正を行うものです。

本町では、関西電力、大阪府とともに関西電力発電所跡地への企業誘致を現在進めておりますが、誘致のアピールポイントとなる町独自の優遇措置を定める岬町企業立地促進条例が令和7年3月31日に条例の失効を迎えることから、引き続き優遇措置を実施するため、条例の適用期限を延長するものでございます。

また、この条例で定める優遇措置は、町の財源を持って実施されることから、将来の財政負担も考慮し、一部優遇措置の見直しを行うものです。

裏面の条例案及び新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項第1号中「5年間」を「3年間」に改め、同条第2項を削るものです。

現在、施設設置助成金として、固定資産税の納税額の2分の1を5年間助成しておりますが、町の財政状況も考慮し、3年間に見直すものです。

本町では、過疎地域における固定資産税の課税免除条例等により、対象施設の3年間の課税免除制度を設けており、この課税免除制度は、助成金制度と比べると、事業者にとっては有利な制度となっております。

この課税免除による税収減に対しては、地方交付税による財政措置が行われ、町の財政に負担の少ない優遇措置となっておりますので、今回の改正に合わせて、助成金の適用期間の見直しを行うものでございます。

また、適用期間の見直しに合わせて、第2項の助成金と課税免除の重複規定を削除するもので

す。

次に、附則の改正として、条例の執行期限を「令和7年3月31日」から5年間延長し、「令和12年3月31日」に改めるものです。

また、条例の附則として、この条例は、公布の日から施行するものとし、経過措置として、この条例の施行日前に優遇措置の指定を受けた事業者については、なお従前の例によることを定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第17号、岬町企業立地促進条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第19、議案第18号、岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 日程第19、議案第18号、岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正が、令和7年6月1日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案裏面及び新旧対照表をご覧ください。

本条例改正性につきましては、国により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、本町の条例内で参照する条項のずれを整備するものでございます。

今回の改正内容としましては、第3条6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を令和7年6月1日から施行することとしております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、事業委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第18号、岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、事業委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま審議の途中であります。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめこれを延長することに決定いたしました。

○竹原伸晃議長 日程第20、議案第19号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 日程第20、議案第19号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行う必要があることから、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

議案書の裏面及び新旧対照表を併せてご参照願います。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下の項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。別表中「12, 500」を「12, 900」に、「13, 350」を「13, 700」に、「14, 200」を「14, 500」に、「10, 800」を「11, 300」に、「11, 650」を「12, 100」に、「9, 100」を「9, 700」に、「9, 950」を「10, 500」に改める。

また、附則といたしまして、施行期日を、この条例は令和7年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の岬町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた岬町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

なお、本件は総務文教常任委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第19号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第21、議案第20号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 日程第21、議案第20号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

議案書の裏面及び新旧対照表を併せてご参照願います。

別表の非常勤消防団員の退職報償金支給額表は、階級が高い順に、上から団長、副団長、分団長、部長及び班長、最後に団員を示しております。

別表中、全ての階級におきまして、これまで最長であった勤務年数区分は30年以上でしたが、

新たに35年以上の区分を追加するものです。ただし、法施行令で示された新区分への引上げ後の支払い額が現行条例の支給額を下回ることから、今後も支給水準を維持するため、35年以上について、30年以上35年未満の算定式を準用するものです。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

なお、本件は総務文教常任委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第20号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います
が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第22、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）の報告を求めます。

総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 日程第22、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）をご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

公用車における物損事故に係る案件でございます。

事故発生日時は、令和6年11月13日水曜日、午前10時50分頃。

事故発生場所は、岬町文化センター駐車場内。

損害賠償の相手方は、岬町内在住の個人です。

事故の概要ですが、本町職員が岬町文化センター駐車場内にて公用車を駐車するためバックした際に、後方不注意により、後方で停車していた相手方車両に接触し、相手方車両に損害が生じたものでございます。

損害賠償の額は、対物損害賠償として6万9,100円でございます。

損害賠償の内容につきましては、損傷した相手方車両の修理代でございます。

なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済事業から全額補償されております。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当するため、令和7年1月20日に専決処分を行ったものでございます。

以上が専決処分の内容でございます。

○竹原伸晃議長 ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）の件を終わります。

○竹原伸晃議長 日程第23、報告第2号、債権の放棄の報告について報告を求めます。

都市整備部理事、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 日程第23、報告第2号、債権の放棄の報告についてご報告いたします。

本件につきましては、岬町債権管理条例第17号の規定により債権を放棄したので、同条例第18号の規定により報告するものでございます。

債権は、町道物損事故の損害賠償金です。

当該債務者は、平成30年9月に自家用車が町道に設置しているガードレールを破損する自動車事故が発生しました。道路外逸脱を防ぎ、人的被害防止のため、原状回復を行う必要があることから、債務者と原状復旧方法について協議を重ねた結果、債務者より復旧方法について、岬町に一任され、工事費等を確認の上、施工しました。

本町において、令和3年1月に原状回復工事が完了し、これより損害賠償額を46万7,500

0円として確定しました。

納付交渉の経過としまして、事故発生後の平成30年9月に破損物復旧協議を開始しましたが、債務者が入院や体調不良等により協議に時間を要しましたが、継続的に協議を重ね、令和2年11月に債務を承認させ、分割して支払う誓約書を取りつけました。令和2年12月から分納納付を開始し、以後、滞りはあったものの、7回支払いましたが、令和3年9月の最終支払い以降、支払いが滞っておりました。納付指導のため複数回訪問するも、生活困窮状態となり、生活が苦しくて支払うことができないという主張や罹患に伴う通院等により不在がちとなり、納付交渉ができない状況が続いておりました。また、損害賠償金以外の町税などの債権を調査したところ、税務課において、生活困窮のため執行停止をしていることが判明しました。その後、最終の支払いから3年間が経過し、再度生活状況を確認したところ、引き続き生活困窮状態でありましたので、岬町債権管理条例第17条第5号の規定において、生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で相当な期間を経過した後においても履行される見込みがないと認められるときに該当することとなったため、債権を放棄するものです。

なお、債権放棄に関する議会への報告手続については、債権管理条例第18条に規定されており、債権の名称、放棄した債権の額及び放棄した理由、放棄した日を記載した債権放棄報告書により報告することとされております。

それでは、報告第2号、裏面の債権放棄報告書をご覧ください。

番号1、債権の名称は、損害賠償金でございます。

放棄した債権の額は、44万6,500円です。これは損害賠償額から債権者が支払った分を引いた金額となっております。

放棄した理由は、岬町債権管理条例第17条第5号の規定に該当することとなったためでございます。

放棄した日は、令和7年2月4日でございます。

以上が債権放棄の内容でございます。

○竹原伸晃議長　ただいまの報告に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第2号、債権の放棄の報告についての件を終わります。

○竹原伸晃議長 日程第24、選挙第1号、岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを行います。

本件については、岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が、令和7年3月31日をもって満了となるため、地方自治法第182条の規定により、委員4名、同補充員4名の選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

岬町選挙管理委員会委員に、見先秀隆君、大野 斉君、関口 守君、的羽敏雄君、以上の4名の方を指名します。

住所、生年月日につきましては、選挙第1号に記載のとおりであります。

お諮りします。

ただいま指名した方を、岬町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました見先秀隆君、大野 斉君、関口 守君、的羽敏雄君、以上の方が岬町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、岬町選挙管理委員会委員補充員について行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

岬町選挙管理委員会委員補充員に、杉谷友久君、奥野ひろみ君、亀崎一美君、茂野幸子君、以上4名の方を指名したいと思います。

住所、生年月日につきましては、選挙第1号に記載のとおりであります。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました、以上4人を岬町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました杉谷友久君、奥野ひろみ君、亀崎一美君、茂野幸子君が岬町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

○竹原伸晃議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審査についてよろしくお願いいたします。

次の会議は、3月26日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

皆様、お疲れさまでした。

(午後 5時09分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年3月5日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 出 口 実

議 員 瀧 見 明 彦